

平成 2 8 年第 4 回上里町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 8 年 9 月 5 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14 人）

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 岸 智 敏 君
総合政策課長 岡 村 拓 哉 君	くらし安全課長 望 月 誠 君
子育て共生課長 山 田 隆 君	まち整備課長 稲 岡 信 行 君
産業振興課長 南 雲 定 夫 君	学校教育課長 高 橋 淳 君
学校指導室長 福 島 彰 君	生涯学習課長 金 井 孝 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 神 村 輝 行

開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第 6 一般質問について

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

14番植原育雄議員。

〔 1 4 番 植原育雄君発言 〕

○ 1 4 番（植原育雄君） 皆さん、おはようございます。

議席番号14番の植原育雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは3つあります。安全と安心、安全で安心な町づくりを進めます。選択と集中、必要な事業を選択し、事業実施を目指します。官民協働、官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

今 9 月定例議会では、1、上里町の交通安全対策について、2、中学校の部活動について、3、上里町の排水等の対策について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

1 番目に、上里町の交通安全対策について質問をさせていただきます。

私は、平成27年 9 月議会と、平成28年 3 月議会で、上里町の交通安全対策について質問をさせていただきました。平成27年12月20日に上里スマートインターチェンジが開通しました。開通直後に、他県ナンバーの大型バスが、勝場藤木戸線の長幡小学校付近を走っていたとの情報を聞いていましたが、最近では、勝場藤木戸線を国道17号線に出ようと大型バスが北へ向かって走っていましたが、大光寺の先の J R 高崎線の高架下が通過できず、バックしていたとの情報を聞いております。

本来、町と警察との協議により決定した道路を利用するように、また町の生活道路に入り込まないように看板を設置してありますが、車のドライバーはカーナビなどにより国道17号線や国道254号線に出る近道を見つけて走ろうとします。さらには、上里サービスエリア周辺地区整備事業により、下り線側約10.4ヘクタールに大和ハウス工業(株)の進出が決定し、来年の 2 月より関連する工事が始まると聞いております。

同会社は、商業施設、物流施設、医療、介護施設、商業施設の企画設計施工を本来の業務としているとのことですが、この産業団地 E 区画が上里スマートインターチェンジに直結してい

ることから、新たに物流施設を建設するほか、企業ニーズに応じた工場、事業施設の建設など多様なソリューションの提供を予定しておりますとのことです。ソリューションとは、IT用語としましては、企業がビジネスやサービスについて抱えている問題や不便を解消することや、そのために提供される情報システムということですが、どのような施設ができるのかわかりませんが、土地開発公社の説明資料の中には、さらに国道17号や国道254号とも近接していますと表記されております。

来年の2月から工事が始まると、大型車両等を含め、工事関係者両等が頻繁に同産業団地内に入出入りするものと思われます。工事関係車両には使用する道路を指定して通行させることは可能でしょうが、工事完成後の、産業団地関連会社の人たち全員が上里スマートインターチェンジの利用者とは限りません。町道を利用する人たちも増加するはずで、この地域を含めた交通事故防止対策は急務であると私は考えております。

そこで質問しますが、上里スマートインターチェンジと国道17号線までの接続道路の県道児玉新町線、勅使河原地内の拡幅等工事はどの辺まで進んでいるのでしょうか、進捗状況をお聞きます。また、国道254号線に通じる接続道路、リバーサイドロードについて、今後の整備予定について町長に質問をいたします。

広報かみさと8月号に掲載されておりました。今年に入り、6月末の人身事故件数は93件。負傷者数123名と、前年を1割程度上回る状況が続いており、特に高齢者の負傷者数は前年の1.5倍と深刻な状況となっていて、人身事故発生率においては県内ワースト1位と、依然として高い順位となっています、とのこと。

次の質問ですが、町の職員、郵便局の職員は毎日町内を宅配等業務としている方をお願いして、道路の破損箇所や危険箇所などを報告していただく交通事故防止対策について、町長はどのようにお考えか、質問をいたします。

2番目に、中学校の部活動について質問させていただきます。

先日、上里町女性会議員の皆様と町議会議員の懇話会が開催されました。テーマの中に、学校教育についてとありました。学校の先生方は、通常の授業等に追われていて部活動まで手が回らないのではないかなどとの意見がありました。

平成28年4月17日の朝日新聞に、中学校の部活動についてのアンケート結果が掲載されておりました。部活に入っている中学生は、部活はすごく楽しいです。活動時間が短いと感じるので長くってほしい気持ちはあります。三重県の女性。

私は運動部に入っています。趣味の一環としてその部活のスポーツをやりたいと思っておりますが、部は大会の上位に入るという目標を持っているため、方向性に違いがあります。そのため、休みが少なく、6月、7月頃の平日の部活は午後7時近くまであります。家が遠い自分に

とって勉強もやらないといけないため、大変なところがあります。静岡県男性。

楽しくやっているのですが、顧問の先生はいても指導者がいないために、自己流になっているのが少し不満なところです。新潟県の男性。

部の中で仲間外れにしたり、使い走りにしたりなどがあるが、指導者が改善する行動をとらない。神奈川県男性。

中学生の親は、顧問の先生は大変熱心で休日にも指導をしてくださいます。ありがたい反面、余りにも熱心過ぎて生徒にも部活動の出席を強要することがあります。部活動を休んで塾に通うことは許されていません。ですから、週に2日ほど部活動が終わってふらふらの状態で、午後10時30分まで勉強して、深夜の12時頃の就寝となります。朝7時から夜12時までアイドル並みのスケジュールなのです。過労死レベルです。どこを修正すればよいのですか。大阪府の40代の中学生の親。

子どもが文句を言わずにしていることですが、親としては家族旅行の計画も立てられず、正直、もう少し休日が欲しいと思っています。欠席日数によってランキングを下げられてしまったことがあり、子どもが休みたがらなくなりました。兵庫県30代男性、中学生の親。

教員からは、部活顧問の仕事は教員の生活をむしばんでいます。経験もないスポーツに若手だからと駆り出され、平日の授業準備、学級経営、こちらが本当に大きな重要な仕事であるはずですが、へとへとになった後に、土曜、日曜が潰れます。仕事の延長ならまだ耐えられますが、知らないスポーツを外に立ってずっと見ているのです。でも、そのスポーツを学べと言う人がいますが、その時間は授業に関する研さん、生徒の心のケアに関する勉強に使わせてもらえないでしょうか。そして、給与は、1日駆り出され何千円です。疲れたまま月曜日のホームルームを迎えます。これは東京都20代女性教員。

そこで、上里町内の中学校の部活動の現状について、教育長に質問をいたします。平成28年4月24日の朝日新聞に掲載されておりました。早稲田大学スポーツ科学学術院の中澤篤史さんによれば、部活の評価、期待や課題の感じ方が生徒、保護者、教師の人々で同じではないことがアンケート結果に示されています。とはいえ、全体的に不満が多く、自由記述でも悪い面がたくさん指摘されています。問題を強く感じる人が積極的に答えていると思います。

部活動は教育課程外の活動なのに、日本中の中学・高校にあり、大勢の生徒が参加し、多くの教師も顧問としてかかわっています。ただ、好きで参加している生徒ばかりではなく、顧問を辞めたい教師もいます。やらなければいけないものではないのに成立をしています。その歴史は戦前に遡ります。教師が教育の一環としてかかわるようになったのは戦後からです。

現在の部活動は待ったなしの課題に直面しています。最優先に考えるべきは、事故や暴力などから子どもの生命を守ることです。そして、教師の生活を守ることです。そんな深刻な状況

を踏まえると、現状はやり過ぎのように映ります。そもそも、自主性が大事だと言いながら、本当のところ全く自主性ではないことが多いのです。

これからの部活動はどうあるべきか、少し肩の力を抜いて部活動を楽しむ練習と考えたらどうでしょうか。出発点には、生徒自身のしたい気持ちがあります。でも、生徒は未熟で力不足でトラブルも起こすので、実は楽しむことは簡単ではない。そこで、教師に支えてもらう。人生をすばらしく有意義にしてくれる楽しむ力を、部活は与えてくれると言っています。

平成28年4月17日の朝日新聞によれば、現在の学習指導要領で部活動は、教育課程の外に位置付けられています。生徒が自主的・自発的に参加するもので、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育てることに役立つとされており、その活動内容や競技成績は高校入試の内申書に反映されることもあります。一方で、運動部や音楽系の文化部では好成績を求める余り、活動時間の長さやオーバートレーニング、学習への支障などが問題視されてきました。

教員の負担の重さも指摘されてきました。部活指導は勤務時間外です。競技経験がなく、指導法を知らないまま顧問を任せる例も少なくありません。今は地域から専門的に指導できる人を招く例も多くなり、全国で3万人います。昨年には、中央教育審議会が外部指導者は休日の試合など学校外への引率もできる制度を答申しました。さらに、総合型地域スポーツクラブが部の練習指導の一部を担うなど、学校の枠を超えた部活動の形を地域と模索する動きもあるということです。上里町にも以前、地域から専門的に指導ができる外部指導者が存在していたと記憶しておりますが、外部指導者について教育長に質問をいたします。

3番目に、上里町の排水等の対策について町長に質問をさせていただきます。

上里町内の他の箇所に、同じような事例でお困りの地区もあると思いますが、今回取り上げさせていただきます具体的な場所は、七本木の古新田地区のベルク七本木店と、西岡製作所の間を南側に入っていく町道7007号線と丁字路の形で交差します町道7347号線の側溝のことで伺います。

この丁字路付近の道路側溝は、付近住民の方のお話では、この地点は前後の側溝より低くなっていて、汚泥などがたまりやすくなっているとのこと。この道路は通学路にもなっていて、大雨が降るごとに児童・生徒などは大変な思いで通学をしております。道路側溝のレベルをはかって、この付近の道路側溝のたわみの改善をしていただけるか、町長はどのようにお考えか質問をいたします。

以前は、三、四年に1回程度の割合で側溝清掃を行っていたとのことですが、道路幅が狭いために道路の端に汚泥などを上げておくと、雨などが降りますと流れてしまったりするので、空き地にビニールシートなどを敷いて一時保管をしていたが、悪臭がするので、最近は側溝清掃をする回数が減ってしまっているとのこと。高齢化も進んでいたり、側溝のふたが重く、

ふたを取り除いたり、ふたを元のようにかけたりするのが非常に大変であり、けがをする人も出てくるのではないかと心配をしているようです。

道路法によりますと、町道の管理者は町長であります。現在、地元地区の住民の方がボランティアにより道路側溝の清掃を行っているのが現状であるかと思われます。

質問に、道路側溝清掃等に関して、地元地区の住民の方に対して助成金を支出している市町村もあるやに聞いておりますが、町長はどのようにお考えか質問をいたします。

上里町内の内水の現状と対策についてお聞きします。上里町の洪水・内水ハザードマップによりますと、洪水とは河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水のことであり、内水とは一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことに起因する浸水のことであります。

洪水については大雨が降ったことにより、ダムなどの洪水調節施設の状況等を勘案する必要がありますし、利根川については200年に1回、烏川・神流川については100年に1回、小山川については50年に1回程度に起こる大雨が降ったことによる各河川の水位が上昇し、堤防が決壊または河川からあふれ出た場合、及び流域内の地形条件などにより、内水氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより表示されております。

今回、取り上げたいのは、内水の現状と対策についてであります。この七本木地区の古新田地内も大雨が降ると冠水してしまいます。上里町の洪水・内水ハザードマップを見ますと、町内の多くの箇所で大雨が降りますと、浸水想定区域が地形条件などにより、想定される浸水の状況がシミュレーションにより表示されております。

洪水については、ダム等の洪水調節施設がありますので、50年、100年単位に1回程度の想定される浸水の状況をシミュレーションしてあります。内水についてですが、最近では地球温暖化などにより異常気象が毎年発生しています。集中豪雨により、現実に町内の多くの箇所で大浸水していて深刻な状況となっております。内水の現状と対策について、町長はどのようにお考えか、質問をいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、上里町の交通安全対策について。上里スマートインターチェンジと国道17号線までの接続道路の県道児玉新町線、勅使河原地内の拡幅等工事の進捗状況並びに国道254号線に通ずる接続道路リバーサイドロードの今後の整備予定についての御質問をいただいたわけでござい

ます。

県道児玉新町線は、県が平成25年度から、勅使河原地内において拡幅及び踏切改良の事業に着手しております。昨年度は、用地買収に関する地元説明会を実施しており、用地買収率は面積ベースで17.1%となっております。今年度も引き続き用地買収を進めていると聞いておりますが、議員御指摘のとおり、県道児玉新町線は上里スマートインターチェンジから国道17号線への接続道路として重要な路線となりますことから、この区間の一日も早い完成に向け、県にしっかりと要望するとともに、町も全力で協力をさせていただきよう、このように考えておるところでございます。

また、リバーサイドロードは、県道藤岡本庄線の神流川の右岸を通り、上里スマートインターチェンジへつながる道路の計画でございます。リバーサイドロードの用地は上里西部土地改良事業により生み出されておりますが、砕石工場の用地買収が必要な区間が残っております。リバーサイドロードと並行する町道105号線藤木戸勝場線では、長幡小の南側の県道藤岡本庄線との交差点付近の歩道整備を町で実施することとしており、測量設計業務を発注したところでございます。

藤木戸勝場線では、上里西部土地改良事業によって長幡小から北側について拡幅用地の一部が生み出されております。このようなことから、まず藤木戸勝場線の歩道整備を進めまして、交通状況を勘案しながらリバーサイドロードの整備についても検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、の町の職員・郵便局の職員や毎日町内を宅配等を業務としておる方をお願いして道路の破損箇所等を報告していただく交通事故防止対策についてでございます。

町では、交通量の多い幹線道路から生活道路まで延長約428キロメートルの町道を管理しておるところでございます。議員御指摘のとおり、上里町内の道路破損箇所の情報をさまざまな方から報告をしていただくことは迅速に道路補修の対応ができ、交通事故防止対策につながるかと私も考えておるところでございます。

上里町では郵便局と、道路の損傷等の情報提供に関する覚書を結び、道路破損箇所を発見した際の町への報告をお願いしている経緯があるわけでございます。また、道路担当の職員だけでなく、他の職員に対しても道路破損箇所を発見した際には担当課へ報告することとしており、防犯パトロールで町内を巡回している職員などが発見した箇所の補修を行っているところでございます。

今後も、郵便局への情報提供をお願いしていくとともに、宅配業者などからの情報提供に関しましては、県などの事例を参考にして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番の上里町内中学校の部活動についての御質問を申し上げます。

部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学級や学年の枠を越えて集まった自発的・自主的に行う活動であり、学校教育に極めて有意義な役割を担っております。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと、明るく充実した学校生活を展開していくためにも欠かせない活動だと思っております。しかし、適正・適切な休養をとらない、行き過ぎた活動は、生徒、教員ともにさまざまな無理や弊害を生み、大きな事故につながる可能性があります。上里町としても、部活動が生徒、教員の過重な負担にならないよう取り組んでいく必要があると考えております。

御質問につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、3番の上里町の排水等の対策について。道路側溝のレベルはかり、改善することについてでございます。

道路側溝の果たす役割は、道路排水はもちろん浄化槽処理水の排水など、町民の生活を支える上で大変重要であると考えております。しかし、豪雨時に配水がうまく流れずたまってしまう箇所もあるようでございます。そのような場所は、議員御指摘のとおり側溝の勾配が正しくとられているかレベルをはかり、改善すべきところは予算の関係もございしますが、できるだけ早く実施していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、の道路側溝清掃等に関する、地元地区住民に対しての助成金についてでございます。町内では、道路側溝には雨水だけでなく、浄化槽処理水などの生活排水も流れ込んでいることから、地域コミュニティづくり、まちづくりの一環として各行政区の皆様にご協力いただき、泥上げ等の清掃活動を実施していただいております。清掃活動で出た土砂等については、町が迅速に片付けを行っております。議員御指摘のとおり、側溝から上げた泥の置き場所といった問題がありますし、今後、少子・高齢化が進めば清掃活動が困難になってくるといった問題があると私も認識をしておるところでございます。

御質問にあった助成金についてでございますが、現在、上里町では道路側溝清掃に対しての助成金制度はございません。ただ、全国にそういった助成金を支出している市町村もあり、助成内容は汚泥の運搬費や清掃委託した場合の委託費の一部などのようでございます。上里町では、側溝清掃に関する費用を全ての行政区に交付できるかといいますと、厳しい財政状況の中では困難な状況でございます。しかしながら、助成金といった支援はなかなか難しいところがありますが、先日の飯塚議員の御質問の答弁に申し上げましたとおり、新たな機材の導入など清掃活動の負担軽減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、の上里町内の内水の現状と対策についてお答えを申し上げます。近年では、度々短時間での局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨によって地形的に低いところや排水機能が脆弱な

箇所道路冠水などが起こっております。雨水排水計画では、公共下水道事業の全体計画において、雨水排水対策が計画されており、本庄市方面から雨水排水管などの整備等が必要となっております。しかしながら、雨水排水等の整備に当たっては、ＪＲ高崎線を横断するなどの課題があり、本庄市管理の雨水管への接続なども容量的に制約もあり、具体的な整備に至っていないのが現状でございます。このような中、町では平成26年度に上里町市街地雨水排水対策検討業務を行い、現状の排水管の整備状況等を踏まえた雨水排水対策を検討いたしましたところでございます。

この検討結果では、現状において単に排水管の整備を進めると、下流部の浸水リスクをさらに高めることになるため、対策案といたしましては地下浸透を貯留施設などによる下流側への雨水の負担を生じさせない手法が望ましいことということになったところでございます。このような雨水対策は相当な事業規模が想定されることから、有効性を実証するに当たって、まずは古新田地内においての雨水対策詳細設計を行い、工事実施に向けた検討を進めておるところでございます。

本定例会で御審議をいただく補正予算では、古新田地内雨水排水対策工事を計上しております。工事の内容といたしましては、町道7041号線に浸透式の側溝と貯留施設を整備し、下流部への影響が極力少ない方法で雨水処理を行うものでございます。これにより、どの程度改善されるのか効果検証を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。また、他の浸水箇所におきましても排水施設が土砂で大部分が埋まっている箇所もありますことから、交通量の多い都市計画道路や暗渠部分など地元での対応が困難な箇所では、町で土砂のしゅんせつにより排水機能の回復をさせてまいりたいと思います。今後とも、浸水被害の軽減が図れるよう排水施設の整備、維持管理に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 植原育雄議員の、2、上里町内中学校の部活動についての御質問にお答え申し上げます。

まず、町内中学校の部活動の現状についてでございます。各中学校の部活動の活動時間、活動日についてですが、平日は1時間から2時間程度の活動を行い、土、日、祝日での活動については、生徒の状態に応じて活動時間や休養日を設け、設定しておるところでございます。加入につきましては希望制をとっており、強制はしておりません。

部活動に対する生徒、保護者、教員の気持ちについてですが、生徒は自分の成長が見られるため、やりがいを感じて活動しております。また、保護者からは、指導者に対して感謝の言葉をいただく機会が多くありますが、もっと活動してほしいや休みを増やしてほしい等の要望もございます。教員につきましては、部活動に負担感を感じることもあるようですが、生徒のより良い成長には部活動は不可欠であると考えており、前向きに取り組んでおるところでございます。両中学校とも各部活動に複数の顧問を配置しており、分担しながら対応することにより教員の負担軽減を図るとともに、部活動以外の場面での、生徒との触れ合いや指導の充実が図られるよう工夫をしておるところでございます。

担当部活動の指導経験がない教員、また経験年数が少ない若手教員につきましては、外部指導者の活用、あるいは指導者講習会を通して、負担の軽減や指導技術の向上等も図っておるところでございます。

次に、地域から専門的に指導ができる外部指導者についての御質問でございます。

外部指導者につきましては、埼玉県中学校スポーツエキスパート活用事業の補助を受け、上里町運動等部活動実技指導者派遣事業を実施しております。上里中学校では野球部、卓球部、上里北中学校では卓球部、ソフトテニス部でそれぞれ1名、外部指導者を配置しておるところでございます。

県からは、実績における経費の3分の1の補助を受け、1日1回2時間程度、年間80回を上限として実施しておるものでございます。

この事業以外で、上里中学校ではバスケットボール部、バレー部、吹奏楽部において外部指導者の協力を得て部活動が実施されております。

国では、部活動での指導、助言、単独での引率を行うことを職務とする部活動指導員を法令上に位置づけることが検討されておりますが、町内中学校の現在の外部指導者は、技術面、生活面での指導、助言が中心で、単独での部活動指導や引率等は行っておりません。国が考えております部活動指導員のような単独での活動指導や引率については、法令が整備されていない現状では、安全管理面において課題があると認識しております。

生徒のより良い成長をさせるためにも、学校生活と部活動の連携は必要であると考えておりますので、国の動向と生徒、保護者、地域の実態を把握する中で、部活動がさらに活性化されるよう、改善を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔 14番 植原育雄君発言 〕

○14番（植原育雄君） 議席番号14番の植原育雄でございます。

町長、教育長には御丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございます。

何点が再質問をさせていただきます。

まず第1点目でありますけれども、上里町の交通安全対策についてのところで、県道のことでございますけれども、平成25年度から始めて、現在、用地買収率が17.1%ということで、町としても県に要望して協力していきたいというような答弁があったわけでございます。

私、ちょっと確認したいことがあるんですけれども、この県道の通るルートなんですけれども、現在のところを通るのか、何か聞くとところによりますと、もうちょっと東のほうを通るのではないかという、そういう話も聞いているんですけれども、わかりましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 児玉新町線のルートにつきましては、できるだけ曲がった道路を真っすぐいけなかないかということで県のほうで計画をしていただいておりますので、できるだけ真っすぐということで、踏切がやや東のほうへ行きます。ですから、今の道路よりも東にちょっと行きまして、その踏切を真っすぐ、あそこ四つ角ですか、へ出すようになっておりますから、多少は曲がりを真っすぐしていくというような設計になっております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） ありがとうございます。

国道254号線に通じる接続道路、リバーサイドロードにつきまして、現在、交通状況などを考えますと、一日も早い開通が望まれると私は思っております。町長の答弁ですと、105号線、勝場藤木戸線の歩道整備をしてからリバーサイドロードのほうに入っていきたいというような御答弁があったと思いますが、何とか今のスマートインター開通後の交通状況を考えてみますと、大型バスが生活道路に入り込んでうろうろしているというような状況も実際出ていまして、乗用車も多分生活道路に入ってきて、そのために交通事故が発生しやすい状況が生まれているかと思えます。

できれば、もう一日も早いリバーサイドロード、これも同時並行できるような形でお願いできればと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） リバーサイドロードも非常に重要な道路の一環として町も考えておる

わけでございます。議員御存じのとおり、あそこには西武建材という砂利の採石場があるわけございまして、リバーサイドのほうはあそこへちょうど真っすぐ当たってしまうわけでございます。

いずれにしても、長幡小学校の南側で藤木戸勝場線の歩道整備を進めていきたいということで、あそこは通学路にもなっておりまして、先ほど来お話に出ておりますように、スマートインターが開通してから非常に道路が混雑をしておるわけでございます。

どちらかというところあそこの通学道路、子どもたちが学校へ通う道路で、そういった重要な道路でございますので、同時に並行というわけにもなかなか予算の関係上できないわけでございますから、是非、藤木戸勝場線を先にやらせていただきまして、ある程度のめどがついたらリバーサイドのほうも手をつけていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 続きまして、上里町は人身事故発生率が県内ワースト1位といった不名誉な結果が出ておるわけですが、七本木小学校が交通安全子供自転車埼玉県大会で優勝しまして、全国大会でも9位という輝かしい成績をおさめたり、特別賞としまして文部科学大臣賞もいただいております。子どもたちも頑張っているわけでありまして、大人たちも是非頑張って交通事故をなくしていただきたいという思いであります。

町長の答弁の中に、郵便局とは以前覚書を結んで実際実施していると、それから、町の職員からも担当課へ報告を上げてもらって対応しているということでございます。今後は、宅配等の業者にもその枠を広げていきたいというような答弁があったかと思いますが、そこら辺の確認と、同僚議員からちょっと提案があったんですけれども、携帯とかスマートフォンで写真を撮ってメールで町の担当課へ送る、そんな方法も今やられているかどうかかわからないですが、そこら辺の現状をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたように、郵便局とはそういう締結を結んでおりまして、いろんな情報をいただいております。また、町の職員もそういう箇所があったらすぐ報告してくださいということでお話を進めておるところでございます。中には、スマートフォンで写真を撮ってそれを送っていただいておりますというところが非常に多いわけでございます。こういうような形で道路が破損していますよ、そういう情報をいただいております中で、すぐにそういうところにつきましては対応させていただいておりますのが現状でございます。

今後につきましても、宅配業者なども、県などと相談しながら、どういう方法がいいかとい

うことも検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔 14番 植原育雄君発言 〕

○14番（植原育雄君） 次に、中学校の部活動について伺います。

私が聞いている話では、学校の先生方、通常の授業などに追われて部活動まで手が回らないのではないか。また、担当する部活の顧問の先生は専門外で指導ができない、ですから、そういう環境の中で部員は適当にやっている、そして顧問の先生はいらいらして部員に当たる。そうしますと、例えば中学1年の時にこういう事態が発生した場合、顧問の先生と部員が変わらなければ、3年間この気まずい関係が続くことになります。一人の教師と一人の生徒としての関係を、是非大事にしてほしいなと思っております。

私は、こういうこと、実際あるというような話を、上里町内の中学校で顧問の先生と生徒の間でこういう気まずい思いをしていると、そういったことがあるという話を聞いております。これを私は単なるうわさであってほしいと思っておりますけれども、中学校の部活動の実態の調査をしていただいて、もしこのような事実があるとすれば改善をしてほしいと思っておりますけれども、教育長は実態調査等、その対応についてどうお考えか、質問をいたします。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔 教育長 下山彰夫君発言 〕

○教育長（下山彰夫君） 部活動の関係で先ほども答弁させていただきましたけれども、子どもたちは一生懸命やりたい、教師もやはり学校生活上において部活動の持つ役割というのは非常に重要であるというふうに考えて、各顧問が一生懸命やっているというふうに捉えておるところでございますけれども、人間関係上で気まずい関係が生まれているのではないかというような御質問がございますけれども、全く否定することはできません。ただ、これが全部員とその顧問との関係が悪いということであれば、これは非常に問題が出てくるのかなというふうには思っておりますけれども、今のところそういう全部員と部活動の顧問との関係が悪化しているという情報等はつかんでおりませんし、保護者からのそのような声を聞いてはございません。そういう意味で申しますと、今、適正に中学校の部活動は行われているのであろうというふうに思っております。

しかしながら、今、議員の御質問にありましたように、部活動の実態の調査をしてみてもどうかということでございますので、どんな調査方法をとったらいいかということも検討しなくてはならないというふうに思います。質問によっては、完全にそれを否定してしまうような場面をつくり上げかねない部分がございますので、子どもに対する質問というのは、非常に慎重に考えなくてははいけないというふうに思っておりますので、検討してまいりたいなというふう

に思っております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 続いて、中学校の部活動について伺いたいと思います。

これは平成28年7月28日の毎日新聞に掲載されたものでありますけれども、先ほど教育長さんもちょっと外部指導者についてお話、答弁がありました。文部科学省は27日に、休日に部活動を指導した公立中学校教員に支給する部活動手当、これは外部指導者とはちょっと違ってきますけれども、とりあえず部活動の手当について、来年度から2割増額する方針を固めたということで、4時間従事した場合に、支給額が現在3,000円だそうです。この3,000円が3,600円ということで、必要額を来年度の予算の概算要求に計上するという新聞の掲載がありました。その後、テレビのニュースで見えていましたら、この概算要求に計上したということのニュースを見ました。

現在は、時給換算ですと750円ということで、最低賃金の全国平均798円を下回っております。厚生労働大臣の顧問機関の中央最低賃金審議会の小委員会、27日に全国平均で24円引き上げの目安を公表したと。そうしますと、全国平均は822円となる見通しで、部活動手当が増額された場合、それを上回る時間給は900円となるという、そんな記事が載っております。

それで、平日の部活動の指導分というのは、時間外手当のかわりに本給に上乘せされている教職の調整額の範囲内として現在支給はされていないということでありまして、部活動を巡って、教員の長時間勤務の一因として、文部科学省の中の省内チームが6月に休養日の設定など部活動のあり方を示したガイドラインを策定するというような報告書をまとめているようです。また、昨年には、中央教育審議会が、外部指導者は休日の試合等、学校外への引率もできる制度を答申しておりますので、先ほど教育長さんが答弁されたように、これが実現すれば教員の負担も軽くなると考えております。

ただ、教員がついて行かないというわけにはいかないかなと思うんですけれども、外部指導者だけが行って試合、競技に臨むというわけにはいかないと思いますが、そこら辺の考えを教育長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今はやはり部活動の問題についての御質問をいただきました。特に、今後の方向性について国が示したことについての御質問であったというふうに考えております。

先ほど議員おっしゃったように、中央教育審議会が平成27年12月に「チームとしての学校の

在り方と今後の改善方策について」という答申をまとめております。いわゆる、今までの学校は教員が中心の学校であったものを、外部の者が入ってそれぞれの専門性を生かした中での学校運営をしていく、いわゆるチームですね、臨床心理士ですとかソーシャルスクールワーカーですとかという、いわゆるそれぞれの専門性を生かしたものを学校の運営の中に生かしていこうという答申になったわけですが、その中にも部活指導員のことが触れられておるわけでございます。

また、文部科学省の中の検討部会、いわゆるタスクフォースですが、その中においてこんなことも検討されてきております。次世代の学校指導体制にふさわしい教員のあり方と、業務改善のための検討を進めております。そして、それが28年6月に報告書がまとめられており、学校現場における業務の適正化に向けてという報告書が出されております。それが、そのことについて、28年7月28日付で新聞報道が出されたんだというふうに考えておりますけれども、いわゆる最低賃金を上回る部活指導者の顧問の祝日・日曜日等の最低賃金を2割増しするというような報道が出たわけですが、これについてはあくまでもまだ報告、報道であるということで、今後どのようなことになるかということなんですけれども、それを見守っていききたいなというふうに思っております。

部活指導者の手当が2割増しになるというお話も御指摘いただきました。現在は埼玉県の場合ですと3時間以上、3時間1分を超えまると部活指導手当が支給される、それは3,000円の支給でございます。ただし、4時間を超えても、国のほうは4時間を目安にしているわけですが、4時間を超えても増えないと、いわゆる3,000円のまま、1回部活動をすると3,000円の手当が出されるということになります。したがって、外部の練習試合等に出ていくと、その日には大体7、8時間、6時間から7時間出てきてしまう、そういう状況であっても3,000円の部活動手当で活動しているのが現状でございます。したがって、時には1時間、2時間ですと無償になってしまうということなんです。3時間を超えないと部活動手当は出ません。

そんなことで、最低賃金を上回る、いわゆる今度4時間従事した場合は3,600円にするということですから、最低賃金を900円は上回るわけですが、この手当が適切、妥当なのかどうかというのはやはりもっと議論しなくてはいけないことなのかなというふうに思っております。いわゆる給料の算定基準にないその日に労働を強いている、しかも運動部活動の場合は炎天下での指導というのが中心になりますので、かなり負担があるだろうなと。そういう面で、逆に言うと、負担感を感じている教員が出てきているのかなというふうには思っておるところでございます。

これについても過日の新聞報道で概算要求がされたということですので、しっかり見守っていききたいなというふうに思います。今までよりも少しでも手当が出るということは、やはり教

員にとっても励みになるのかなというふうに思っております。

それから、部活指導員が外部指導、いわゆる引率ができるかできないかということなんですけれども、中教審が示しているものについては、顧問がつかなくても外部指導員が引率できるというのは、先ほど言いましたチーム学校という考え方ですので、外部指導員を教員と同じ身分にするということなんです。教員と同じ部分で、いわゆる学校に在籍するというような体制でもって部活動指導をしていこうと、そういうふうなことで、文科省中央教育審議会が考えているのは、いわゆる単独引率、単独指導、いわゆる教員と同じ形での部活動指導ができるというような方向性を示していただいたものでございます。

これにつきましても、これからいわゆる法整備がされませんと実施まではいきませんので、国の動向を注視してまいりたいなというふうに思います。私としては一日も早くこのような制度ができることは子どもたちにとってもすばらしい学校生活を送れる一つの要因になるのかなというふうに思っておりますので、期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔 14番 植原育雄君発言 〕

○14番（植原育雄君） 次に、上里町内の内水の現状と対策についてというところで、町長に再質問をしたいと思います。

先ほどの町長の答弁であります、側溝の汚泥の運搬等については、委託費として支出しているところは全国的に見てあるというふうな答弁であったかと思います。同僚議員の一般質問の中に、道路側溝のふたを今の道具より簡単に上げる機械、道具を町で用意して、各行政区に貸し出しをしたらどうかとの質問がありまして、町で購入を検討したい旨の答弁が町長からありました。これは大変よいことだと思っております。

しかしながら、上里町も高齢化が進んでおります。また、若い働き盛りの人たちにおいては、側溝清掃の当日が勤務日などにより参加できないケースも当然出てきております。高齢者、女性が多く参加する地区では、力仕事が非常に大変な状況になってくると。また、道路幅が狭い道路では、汚泥を道路の端に上げておく状況になく、やむを得ず業者に依頼することになります。実際、依頼している業者があります。

業者に依頼しますと、当然支払う金額が発生します。業者に頼んだ場合、字費を上げることもできずに、また、業者に支払う金額を地元の区民から集金することは本当に大変な状況で、本当に難しいのではないかということの意見が出ております。いずれにしても、大きな負担を抱えることになるかと思います。

そこで、すぐ隣の町の美里町なんですけれども、児玉郡の美里町、町づくり助成金として、

町内23行政区に支出をしているそうです。これは、地域の特色を生かした活力ある町づくりを推進するための諸活動や事業が対象となっているということでもあります。

主なものとして、自主防災活動、交通安全、防犯活動経費、道路、水路等の清掃、町内清掃活動に要する経費、生活環境整備に要する経費、排水路へのU字溝敷設等、また草花の植栽などの環境美化活動費、それから共助のネットワークづくり、世代間交流事業等、高齢者や子どもなどを対象とした事業経費、それから会議の開催に要する経費、それから集会所の管理費、光熱水費などということでもあります。それから、祭り、スポーツ大会等の開催費、その他行政区で活力ある町づくりのため実施する自主的な事業に要する経費が対象になっているということでもあります。

美里町では、以前は年間予算1,500万円、それから、現在では1,200万円を町の単独予算として計上して、毎年、計画書を提出した行政区に助成金として交付され、字費に算入し、実績報告書が町に提出されることになっております。

積算根拠は均等割が32万円と戸数割1戸当たり1,500円の合計額が上限とされております。

23行政区ありまして、平成28年度では高額な支出予定行政区は約80万円、それから少額な支出予定行政区は40万円ということでもあります。

美里町では、平成12年度当初、自治振興交付金として、平成22年度からは町づくり助成金として継続支出をされております。

繰り返しになりますが、隣の美里町では、今から16年前から道路や水路等の町内清掃活動に要する経費等として、当該地元行政区に自治振興交付金や町づくり助成金として支出をされております。前にも申し上げましたが、上里町内の行政区でも高齢化が進む中で、行政区や住宅密集地、道路が狭い場所では汚泥を道路端に置いていくことは困難でありまして、一時ストック場所も少なく、たとえあったとしても悪臭やハエなどの発生もありまして、実際に業者に依頼する行政区が現実に出てきております。これらの地元行政区の負担を軽減するために支出する助成金について、町道の道路管理者である町長はどのようなお考えをお持ちか、町長に質問をいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、ほとんどが汚泥の運搬費や清掃委託した場合の委託費の一部を負担すると、そういうところが多いようでございます。今、議員のおっしゃられたように、美里町では町づくり助成金という形の中で、いろいろな部分で補助金を出しておるようでございます。

上里町におかれましては、地区活動費ということで、少しではございますけれども、出して

おるわけでございます。それは各地区で、地区活動費ですから、どういうふうに使われているか、詳細につきましてはよくわかりませんが、いずれにしても、そういう活動費の中で少しずつは出しておるわけでございます。美里のその町づくり助成金というのがどういう形の中で出せるか、少し検討してみたいなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 続きまして、上里町内の内水の現状と対策についてというところで、町長に質問をいたします。

町長の答弁は、道路側溝のたわみ等の改修について、予算の関係もありますができるだけ早く対応したい、非常にありがたいことであると思います。

しかしながら、できれば、それがどんなふうに行われるのか、レベル調査だけでしたら、町の職員がもしできるとすれば、地元の住民がちょっとお手伝いできることもあるのではないかなという話もちょっと聞いておりますので、できるだけ早くお願いをしたいと、そんなふうに思っております。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） レベル調査につきましては、できるだけ早くやらせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

いずれにしても、先日皆さんにおいでをいただくときにお話をしましたけれども、レベル調査をしてみないと後の工事をどういうふうにしたらいいかということがよくはわかりませんので、一応はレベル調査をして、その後に工事の計画等も立てていかなければいけないのではないかと、そんなふうにも思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 続きまして、上里町内の内水の現状と対策についてということで再質問をいたします。

前にも申し上げておりますけれども、最近では地球温暖化などによって異常気象が発生し、集中豪雨、それからゲリラ豪雨とかということで大雨が降って、現実的に町内の多くの箇所ですぐ降った雨が排水できずに、道路あるいは農地等にあふれているのが現状かと思っております。そのために歩行者、通行車両、そして田畑などに毎年のように被害が出ているということであります。

大型の開発については、開発業者が調整池をつくっておると思います。町でも、これは本当

に極端な意見、考えになるかもしれませんが、町でもいつも冠水をしている地区におきましては、公共用地があれば公共用地に、それから必要であれば民間用地等も買い上げをして、大雨等の場合に排水可能な調整池をつくって、道路冠水や農地等の被害を防ぐ対策等が必要ではないかなと私は考えております。町長はどのようなお考えか、質問をいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ゲリラ豪雨等が最近は特に多いわけでございますけれども、これは上里町だけではなくて、ゲリラ豪雨なんかがあったときは近隣の市町村でもどこでもそういった状況になるわけございまして、ある程度はその辺のところもしようがないということではございませんけれども、解決方法として遊水池をつくったり、今回、先ほどもお話を申し上げましたけれども、補正予算の中で古新田の雨水排水対策工事の事業をやらせていただくということでお話を申し上げましたけれども、古新田の遊水池ですか、あそこへ行く道路のところへそういう工事をやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

これが遊水池とどのくらい効果の差が出るかどうかわかりませんが、とりあえずはそこへ試験的にやらせていただいて、それが効果があるとすればそういう方法で、浸透式の側溝ですね、そういうものをつくっていききたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時24分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は、町の景観と環境改善について、貧困対策と子育て支援策についての2点です。いずれも過去に質問してきた問題ですので、その後の検討状況等についてお伺いしたいと思います。

それでは、順次質問いたします。

1、町の景観と環境改善について。

景観と環境改善を図っていくことは、子どもたちや高齢者が安心して暮らせる町づくりとして重要な課題です。上里町コミュニティー協会が開催している明るい町づくりの意見発表会においても、自然豊かで花いっぱいのできれいな町が好きという意見が毎年子どもたちから出されています。ガーデンタウン上里にふさわしい工夫で、景観と環境改善を提案していきたいと思っています。

カバープランツを活用した農業用水路及び通学路の雑草対策について。

農業排水路の雑草対策とのり面の浸食防止について、2014年9月議会の質問に対し、町長は今後は本庄農林振興センターなどの関連機関と連携を図りながら、育てやすく管理しやすいグランドカバープランツやジオベストの調査研究を行っていききたいと答弁されました。

昨年、総務経済常任委員会が視察しました比企郡吉見町では、農業用水路斜面の雑草対策として、平成15年から土地改良単独事業により実施してきたセンチピートグラスの植栽を平成19年度から農地・水・環境保全対策事業、また、多面的機能発揮促進事業として引き継ぎ、センチピートグラスやヒメイワダレソウの植栽を継続しており、雑草対策としての効果を見せていただいたところであります。町の調査研究の現状についてどのようなになっているのか伺いたいと思います。

また、使用通学路の雑草についても、年2回ほどの草刈り作業では景観の悪化に加え、通行の障害にもなって危険です。特に背丈の高い雑草が続く通学路において、ヒメイワダレソウやシバザクラなどを植栽することで、安全で見た目にも美しい通学路にすることについて町長の考えを伺いたいと思います。

通学路の整備とポケットパークの設置を積極的に進めることについて。

この問題につきましても、2013年9月議会では地域の要望があれば検討したいという消極的な町長の答弁でありました。地球温暖化が進む中、登下校など、歩いて生活している子どもたちの健康を考えたとき、木陰を増やして若干でも路面の温度上昇を緩和することが必要だと考えています。要望待ちではなくて、計画を持った積極的なポケットパークの設置に取り組むことについて、改めて町長の考えを伺いたいと思います。

また、賀美小学校へ続く県道の歩道整備であります。なかなか進んでいない現状が見受けられます。その理由としてはどのような理由があるのか、早期実現に向け、県と協力していくことについて町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

農地への不法投棄や個人の敷地内に山積するごみ問題について。

農地の不法利用や個人の敷地内とはいえ、明らかに産業廃棄物と思えるようなごみの放置が見受けられ、何年も改善されずにきている現状があります。農地については農地法違反状態で

すが、どのような対策をとってきているのか、なぜ改善できないのかについて伺います。

また、個人の敷地内のごみ問題で町が把握している件数と町の対応について伺うと同時に、地域住民からも、景観だけでなく、においや蛇や虫の発生などで困っている等の声が寄せられています。個人の敷地内に山積するごみ問題について、空き地条例のように指導だけでなく段階を踏んだ、より効果のある条例をつくることについて考えをお聞きしたいというふうに思います。

２、貧困対策と子育て支援策について。

子どもの貧困率は1980年代から増加し、2012年には16.3%に達し、6人に1人が貧困ラインを下回っています。特にひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%とOECD加盟国中最悪です。これは憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利からいっても重大問題と言わざるを得ません。所得の再配分による改善策や社会保障費の増額など国のやるべき課題もありますが、待ったなしで求められている問題については自治体から取り組むべきと考え、質問いたします。

寡婦控除のみなし適用について。

ひとり親世帯の貧困率が60%を超えている中で、婚姻歴の有無で差別することなく、子どもの貧困を解決する観点が重要です。嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする最高裁判決を受けて、遺産相続税についての民法改正もなされております。寡婦控除の規定改定も必要なのだと思いますが、全国でもひとり親世帯の貧困対策として寡婦控除のみなし適用をする自治体が増えております。本庄市においても保育料について適用が開始されました。上里町も是非保育料及び就学援助制度に寡婦控除のみなし適用をすることについて、町長の考えを伺いたいと思います。

就学援助制度について。

就学援助を受ける児童・生徒は1995年の調査開始時の76万6,173人、6.10%から増加し続け、2011年は156万7,831人、15.58%となりました。2013年度は若干減少しましたが151万4,515人、15.42%です。

町の2014年度決算資料によれば、要保護及び準要保護児童・生徒は323人、11.20%であり、就学援助事業費は小学校費、中学校費合わせて約2,411万円でした。補助項目は学用品費と校外活動費、新入学用品と修学旅行費、給食費、医療費の6項目で、2010年度から給付対象となったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は含まれていません。今後、給付対象を広げることと、新入学用品等の支給は準備に要する3月に支給できるよう改善することについて考えをお聞きしたいというふうに思います。

また、町は毎年就学援助制度についての説明資料を年度初めに全児童・生徒にも配付してい

るとのことですが、年度途中で生活状況が悪化することも考慮し、学校だより等を通し、繰り返し、生活に困窮したときには就学援助制度を利用してくださいと周知することが必要と考えます。

また、準要保護の基準となる所得及び収入例などを示したわかりやすい資料の配付について、教育長は以前、よりわかりやすいパンフをつくっていきたいと答弁されていましたが、その後保護者への配付資料はどのように改善されたのかお聞きしたいと思います。

2014年4月は消費税が5%から8%に増税すると同時に、生活保護基準が引き下げられました。文部科学省から準要保護の認定要件に影響が出ないよう通知があり、町は準要保護の基準を維持してきていますけれども、今後も準要保護認定基準を下げず、むしろ消費税増税に対応できるよう、現在の生活保護基準の1.3以内を引き上げる検討が必要と考えます。町長の考えをお聞きしたいと思います。

学校給食費の保護者負担軽減について。

子どもの貧困問題が深刻化している中、朝食抜きで登校するなど、1日3回の食事がとれない問題がクローズアップされています。また、給食費の未納問題も深刻です。全日本教員組合の2015年度調査では、回答があった132自治体中45自治体が給食費の全額補助を実施、半額以上の補助は64自治体、そのほかに一部補助を実施している自治体は199区市町村とのことでした。

町長は2015年3月、本庄市と共同で提供しているため非常に難しさもあるが、本庄市とも相談をさせていただく中で、たとえ半額であっても、幾らでも地域創生交付金の中で何とかできないか、少し検討してみたいと答弁されました。全国でも2015年度から何らかの補助を開始した自治体が圧倒的です。給食費を含む教育費全般の無償化は少子化対策としても重要です。我が町も1人当たり2,000円の補助を実施することについて、考えをお聞きしたいと思います。

児童館事業について。

全小学校区に建設された児童館ですが、事業は放課後児童対策が中心になっており、児童館本来の全ての子どもたちを対象にした事業内容が不足しているように感じます。町長も2013年12月に議会において、一般の子どもたちも児童館に通っていない子どもたちは放課後児童クラブに行きづらいと、そういう面もあるようでございますから、総合的に判断した中で今後の児童館のあり方、そういうものを検討してまいりたいと答弁されていましたが、長年の課題でしたのでその後どのような検討がなされ、どのような改善や利用状況の変化が生まれているのかについて伺いたいと思います。

民間学童保育所の家賃補助と施設問題について。

町長は他の自治体の状況を把握して検討したいという答弁を繰り返してきております。学童については、新しい法律に基づいて一定補助金が増えていますが、それは低過ぎた支援員に対

する処遇改善費や施設の改修及び新設にかかわる補助が主であり、施設運営費の増額とはなっていません。そのため民間学童の運営は厳しいものがあります。

皆野町は今年度から学童保育所の保育料を全て無料にしております。県内では少数になった民設民営学童では、家賃相当額を補償する家賃補助がなければ安定した運営も保護者負担の軽減も不可能です。せめて民間学童の施設運営費の負担が保護者に及ばないような家賃補助の増額について、他の自治体の状況も把握いただいたと思いますのでお尋ねしたいと思います。

保育所建設計画の見通しと方向性について。

28年度予算では、民間保育所整備事業費として1億5,734万2,000円が計上されております。需要が高い七本木地域への保育所建設が期待されていましたが、その後の見通しと、公立2園を含めた町全体の保育所のあり方についての方向性はどのように検討がなされているのでしょうか。現時点の検討状況について町長にお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1番の町の景観と環境改善について、のカバープランツを活用した農業用水路及び通学路の雑草対策についてでございます。

農業用排水路へのカバープランツの植栽は、景観の改善や水路のり面の崩落防止、草刈りや泥上げ作業の負担軽減に有効な方策と思われます。

町内では、平成17年度に本庄農林振興センターの指導により、上里西部土地改良事業区域の一部で、さらに平成19年度から平成23年度の5年間、国の補助事業である農地・水・環境保全向上対策事業により藤木戸・五明農村環境保全の会と長浜・大御堂農村環境保全の会を組織し、ヒメイワダレソウと芝草のセンチピートグラスを植栽しましたが、育成や維持管理が難しく、繁茂する前に枯れてしまう等、成果は思わしくありませんでございました。

多面的機能支払交付金の交付団体である町内3つの活動組織では、主に排水路のしゅんせつを活動の中心としております。カバープランツの植栽には、5月頃に雑草を除草剤でしっかりと根まで駆除し、植栽用防草シートを敷き詰めてから苗や種を植える等の準備作業が必要であり、実施には農家や地域の方たちの理解と協力が必要不可欠と思われておるところでございます。

計画的にカバープランツに取り組むことについては、一度に全域実施することは困難と思われます。土地改良区や活動組織の役員、本庄農林振興センターなどの関係機関と協議しながら、活動組織の構成団体や事業計画の変更、管理しやすいカバープランツについて検討してまいり

たいと考えておるところでございます。

次に、通学路の雑草対策についてございますが、児童が安心して登下校できるように必要な道路環境整備と認識しております。町では、通学路に限らず町道の除草については、職員からの報告や町民からの通報により随時実施しているところでございます。

町といたしましては、雑草対策は除草を基本と考えておりますが、通学路で児童の通行の支障となるような箇所では、除草回数を増やすなど重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、ヒメイワダレソウ、センチピートグラス等を植えたらどうかという質問でございますが、今後検討してみたいというふうに思っております。

次に、通学路の整備とポケットパークの設置を積極的に進めることについてでございます。

町では、延長23キロメートルが小学校の通学路として指定されております。このうち歩道が整備されているのは6キロメートルと、全体の約4分の1となっております。全ての通学路に歩道を整備するのは費用の面からも困難ではありますが、小学校の近くなど通行する児童が多く、自動車交通量も多い箇所では整備を進めてまいります。

現在、長幡小学校の南側の藤木戸勝場線について歩道整備に着手しており、今年度に道路設計業務を発注したところでございます。今後も国からの補助金を活用し、町道の歩道整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、県道勅使河原本庄線については、高崎側の17号との分岐から上里ゴルフ場入り口までが賀美小学校の通学路となっております。現在、県によって歩道整備が実施されておるところでございます。この区間のうち、延べ延長100メートルの区間につきましては、県に確認したところ隣接する地権者の土地境界が決まらず、用地買収に至らないということでございます。町といたしましては、境界が確定した場合には歩道整備に協力していきたいと考えておるところでございます。

次に、ポケットパークの整備についてでございます。

ポケットパークとは、バイパス道路の築造、道路拡幅、または曲がりくねった道を緩やかにするなど、道路整備をした際に道としての機能から外れた部分を有効活用し、小規模な植栽や休憩スペースとして設置されることが多いようでございます。

町では、平成25年度に三軒地内で古新田四ツ谷線の新設とあわせて、通学児童や散歩する方などが一休みできるようなポケットパークを整備し、しだれ桜やサザンカ等を植栽いたしました。

ポケットパークは、たくさんの方に利用してもらうために、通学路や歩行者の多い道路に面した箇所に設置することが有効と考えられますが、現時点で通学路沿いにポケットパークを設

置するための用地はありません。そのような土地を新たに取得するには多額の買収費用が必要になります。また、維持管理の面でも植えた街路樹の枝の剪定や落ち葉の片付け、害虫の駆除などの費用もかかります。

町では、厳しい財政事情を考慮すると、現時点ではポケットパークを整備するには難しい状況にあると思うところでございます。

次に、 の農地の不法投棄や個人の敷地内に山積するごみ問題についてでございます。

農地に農地法の許可を得ず、残土や建設廃材と思われるものを堆積して問題となっているものが町内に2件ございます。

まず、1件目の案件でございますが、平成14年に残土や建設廃材と思われるものが堆積されました。その後、埼玉県本庄農林振興センター、埼玉県北部環境事務所と上里町農業委員が連携して是正指導を行い、撤去計画書が提出され、一度撤去が行われましたが、その後再び堆積され、現在の状況となっておりますところでございます。

もう一件の案件でございますが、平成25年に農地に残土が搬入され、埼玉県本庄農林振興センター、本庄警察署と指導を行い、最初の是正計画書が提出されました。しかし、その後も是正されないため是正勧告書を出し、第2回目の是正計画書が提出されましたが、その後も是正されず、埼玉県本庄農林振興センターと農業委員会で引き続き是正指導を行っております。

この2件に対しましては、今後も関係機関と連携して指導に当たっていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、個人の敷地内に山積するごみ問題についてでございますが、これらに関しましては、全国的に見ましても、各自治体でその対応に苦慮しているところでございます。町内での発生件数は4件把握してございます。今までは文書や対面によりごみやにおい、虫などにより近隣の方が困惑している事実を伝えるなど、片づけの方向性を見出すよう指導してまいったところでございます。

対応が難しい原因として、家主がみずからの敷地内で行っているという理由から、介入できる法律がないという点でございます。もう一つの原因としては、他人から見ればごみであっても、何らかの理由により家主にとっては価値のあるものという場合が多く、他人がそれらを処分することができないという点でございます。

みずからの敷地をごみで山積みにしてしまう要因としては、何らかの原因で身の回りのことができなくなってしまうたり、物を集めることがやめられなくなってしまうたりと、さまざまな原因があるかと思われます。

このような背景にあることから、それぞれの状況に応じその対応が異なるものとなるわけですが、強制排除などの行政対応が必ずしも解決につながるというものではないと考え

るところでございます。

今後、上里町といたしましては、それぞれの方が抱えているさまざまな問題に関する行政の対応の中で、それぞれの解決方法を見出してまいりたい。このように考えておるところでございます。

次に、貧困対策と子育て支援対策についての寡婦控除のみなし適用についてでございます。

税制上、結婚歴のあるひとり親家庭には寡婦控除が適用されますが、未婚のひとり親家庭におきましては適用されません。結婚歴による区別をせず、みなし寡婦控除を導入して未婚のシングルマザーに保育料等の負担の軽減をという御質問でございます。

保育園の保育料を初めとするサービスにつきましては、所得やそれに基づく所得税、住民税を基準として算定を行います。税制上、未婚の母の寡婦控除が認められていないことから、各サービスにおいてみなし寡婦控除を導入するということは、総合的に慎重に判断する必要がございます。

保育料については、本年度からは国の制度により年収が約360万円以下のひとり親世帯の場合、第1子は半額、第2子からは無料となる制度が導入されました。これにより、寡婦であるか否かによらず、ひとり親世帯にとっては、既に大幅な負担軽減が行われている状況でございます。町といたしましては、今後の国の制度の動向を見守りながら検討してまいりたいと考えております。

就学援助制度の御質問もいただきましたが、援助の問題につきましては教育委員会が担当する内容となりますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

次に、の就学援助制度についてでございますが、教育委員会に関する質問でございますので、教育長から答弁をさせていただきたいと思います。

次に、の学校給食費の保護者負担軽減についてのお答えを申し上げたいと思います。

学校給食費の保護者負担軽減につきましては、議員より過去に数回御質問をいただき、その機会ごとに町の考え方を申し上げたところでございますが、学校給食は学校設置者に提供義務があること並びに学校給食費は保護者が食材費を負担するものと学校給食法に規定されている趣旨を勘案すると、保護者負担の原則の考えに変更はないところでございます。

既に、町では就学援助制度により準要保護児童・生徒の給食費を補助しております。平成27年度で準要保護児童・生徒に対しまして補助した給食費は、小学校では110人、531万6,340円、中学校では198人、742万2,120円で、合計で1,273万8,460円となっております。

また、食材等の急な高騰に対応するため、メニューの充実を図るために、町では1食当たり4円（年間212万2,144円）を補助しておるところでございます。

そこで、議員御提案の1人2,000円を補助するとした場合、年間5,530万8,000円がさらに必

要となり、継続的に財源を確保することが課題と考えております。

給食費を一定の範囲で補助することは子育て支援対策として必要との御意見であります。本庄上里学校給食組合の給食は、旧本庄市と上里町の子どもたちに提供されるものでありますので、広域連携の観点から難しいと考えておるところでございます。

次に、4番の児童館事業についてでございます。

児童館は18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的としています。

児童館の事業の一つに放課後児童クラブの実施があり、町では児童館の1室を利用して放課後児童クラブを行っております。児童館の年間の利用者数はこの5年間、約6万人で推移しており、放課後児童クラブ生の利用が約7割と最も多くなっております。

児童館では、児童に健全な遊びを提供し、健康増進や情操を豊かにするため、毎月、各児童館にて事業を計画しておるところでございます。

家庭で乳幼児を育児している方に参加いただく幼児教室、クラブ生以外の一般の小学生も参加できる工作教室や化学実験教室、ドッジボール大会や縄跳び大会、年配の方々と触れ合う昔遊び、季節に応じた伝統的な七夕飾りや節分豆まきなど、たくさんの事業を実施しておるところでございます。

クラブ生以外の子どもたちも参加できるように、児童館だよりを町内小学校児童、公立の関係施設に配付して周知を行っておるところでございます。

また、毎年、遊具を購入・補充し、子どもたちに遊んでもらえる施設となるよう努力しております。これからも皆さんの興味を引く事業を取り入れながら、子育て世代、一般児童が気軽に利用できる児童館になるよう、努めてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、民間学童保育所の家賃補助と施設問題についてでございます。

町内には5つの児童館で行っている公立の放課後児童クラブのほかに、3つの民間クラブがございます。

民間クラブへは平成27年度の運営委託料として、総額2,302万3,000円を支出しておりますが、その内訳は国庫補助として637万円、県補助金として767万4,000円、町補助金として897万9,000円となっております。人件費や物価の上昇によって、委託料は年々上昇しております。

また、月3万円の家賃補助を町単独で支給しております。これは、以前は月1万円だったものを平成26年度から3万円に増額したものでございます。

また、各学童保育所が施設整備を行う際には、環境改善事業費補助金も準備されており、町といたしましても民間クラブ事業への支援を進めてきたところでございます。

公設民営という考えでは、学校の空き教室を利用するのが対応しやすいと考えられますが、

現在は経常的に使える部屋はない状況でございます。ボランティアの方が指導を行っている放課後子ども教室は週2回、限られた時間内なので教室を融通して実施することができますが、放課後児童クラブのように、継続的に毎日実施することは現状では困難でございます。

両親の就労等で、放課後児童に対するニーズは増加しておりますので、これからも公立クラブと民間クラブが互いに協力し合って放課後児童対策を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、保育所建設計画の見通しと方向性についてでございます。

民間保育所の建設により、上里町の保育の受け皿確保の状況は大きく変わることが予想されますが、本年度予算措置をいただいた民間保育所建設費補助金につきましては、今現在契約には至っておりません。業者主催で地域の保育所建設説明会も実施したところではございますが、騒音や交通渋滞を心配される地元の一部の方の懸念がございます。

さまざまな対応策を検討してきたところでございますが、なかなか住民の方に御理解いただけない部分がございます。事業者からしてみますと、今後長くお付き合いする地元の方と良好な関係が築けないのでは強行して建設することはできないということで、その後進展していない状況でございます。町にとっても、地域の方にとっても、子育て中の保護者の皆様にとっても大きな期待ではございますが、今すぐ着手できるめどは立っておりません。

この新規民間保育所は町の保育プロジェクトの一環ではありますが、事業者が建設し、運営し、町はそこへ委託するという位置づけであり、事業主体である事業者が最終判断をしていただくわけでございます。町としても是非実現させたいと思ひまして協議を続けており、また、その他の町内の保育所の計画でございますが、既存の民間保育所はいずれも長い歴史があり、複数の園から園舎の建て替えの御相談をいただいております。状況が変わる中、各園の新築、改築計画と公立保育園の建設計画の調整を図ってまいりたいと思ひます。

定員計画につきましても改めて立て直してまいりますが、さきに報告しましたとおり、公立園舎の建築につきましては、プレハブ園舎のリースを2年ほど延長し、プロジェクトチームの出した1園という方向性で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 沓澤議員の2、貧困対策と子育て支援についての私に対する御質問に順次お答え申し上げます。

まず、 の寡婦控除のみなし適用についてでございますが、寡婦控除のみなし適用が就学援

助制度に対応可能なのではないかと御質問でございますが、就学援助認定における収入額の算定では、所得から控除できる対象経費に寡婦控除が含まれていないため、格差が生じていない現状であります。そのため、みなし適用を行う必要があるとは考えにくいというふうに考えているところでございます。

次に、の就学援助制度についてでございますが、まず、就学援助制度の周知方法と対象者についての御質問ですが、在校生全員に対しまして毎年度4月に就学援助制度の通知を配付するとともに、新入学児童に対しましては入学説明会において通知を配付しているところでございます。

なお、途中での就学援助制度の周知をしてはどうかということでございますけれども、より保護者に周知していただくために、校長会等を通じて就学援助制度の周知に図ってまいりたいというふうに思っております。

また、通知の内容についてでございますけれども、援助を受けられる方の状況、それから援助を受けられる費用、それから申請手続等を1枚のプリントにしたものを配付させていただいております。所得等の参考例を記載してはどうかということでございますけれども、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、平成25年8月に実施された生活保護基準の見直しに伴う影響を考慮し、平成26年度以降においても保護基準を据え置く取り扱いについての御質問でございますけれども、上里町では国の方針を踏まえ、見直し以前の保護基準をもって需要額の算定を行っております。

次に、新入学用品の支給時期並びに必要な時点での支給はできないかについての御質問ですが、現在、新入学用品の支給につきましては6月支給となっております。

議員が御質問のとおり必要な時点での支給が受給者にとって望ましいと思われませんが、支給要件である入学の事実を確認し、最短で支給可能な時期がいつになるかを検討したいというふうに考えております。

最後に、PTA会費・部活動・生徒会費を対象項目に追加することについての御質問ですが、要保護児童・生徒に対しましては生活保護から支給されておりますが、準要保護児童・生徒に対しましては埼玉県内の多くの市町村で対象外となっております。準要保護児童・生徒に対して対象外としているのは、学校や所属等により必要経費が異なるため支給を適切に行えないことが懸念されることや、児童手当等他の制度からの支援もあることなどが考えられます。

したがいまして、上里町でも社会情勢や他市町村の動向を参照し、慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めに、カバープランツを活用した農業用水路の件なんですけれども、今回も検討していきたいという答弁になりました。いつまで検討を重ねているのかなというふうに思います。

上里町におきましても、さまざまな過去にカバープランツに着手をしてきた経過があります。町長答弁されたとおりであります。しかしながら手を挙げていただいて配布をしたり、また5年間におきましては地域を限定して長浜、大御堂、藤木戸等で取り組んだということでありま
すけれども、これもうまく定着せずに終わってきているという経過であります。

町長も先ほどおっしゃってありましたけれども、吉見町で視察をいたしましたときも、エコシートいわゆる防草シート、若干経費はかかりますけれども、それを敷いて植栽をすると非常にいいというふうに聞いてきました。吉見町では、圃場整備をした農地ののり面ですね、もう圧倒的にこのカバープランツが定着をして、非常にやはり管理しやすいというふうに聞いてきましたし、実際見せていただけてきました。

こういう身近に非常にもう早くから成功して、上里と同じように国の事業で実施したにもかかわらず計画的に成功している自治体があるわけですね。いつまでも検討ではなくて、こういうところにしっかり学んで、やはり計画的に1つずつ成功させていかないと、農業者も、それに農水路の管理に協力している地域住民も高齢化しておりますし、非常に暑い時期での管理作業が負担になってきておりますので、やはりいつまでも検討ではなくて計画的にどれだけの面積とキ口数に対してどのようにやっていったらいいのか、そういうふうなことが必要だと思います。いつまでに検討を終了して取り組む思いなのか、検討で取り組まない可能性も持っているのかどうか。

カバープランツのよい面としては町長も認めているわけですので、私はこれは取り組む姿勢はあるのかなというふうに思っているわけなんですけれども、何回質問しても検討、検討で来ております。どのような自治体の状況を研究し検討してきたのか。検討項目というのでしょうか、経過についてもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員からいつまで検討しているんだと、そういうような御指摘をいただいておりますけれども、今日までもヒメイワダレソウやセンチピートグラス、そういうものも試験的にやってきた経緯もあるわけでございますから、検討する中でそう

いうものも実行してきたということでございます。

ただ、これが余り成功しなかったということでございます。カバープランツにつきましては、議員の皆さん方が吉見へ視察に行って、すばらしい成果を上げているというようなお話もいただいたわけでございますけれども、植栽区域を定めたモデル地区として農家に偏らずに、地域の住民の理解と協力をしていただきながら土地改良区、地元区長等と調整しながら、今後速やかに検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 11 番（沓澤幸子君） カバープランツについてはやっていく方向で検討に入るんでしょうか。そこを確認しておきたいと思います。

成功しない例としては、これは吉見町からいただいてきたものなんですけれども、見えにくいとは思いますが、エコシートなしで植えつけた場合はやはり草にまみれていくんですね。ですけれども、エコシートを敷いて植えつけて、このカバープランツとして植えたヒメイワダレソウ等が繁茂をしますと、全く管理に手がかからなくなるということでもあります。ですので、その町長の検討は取り組む立場で検討されるのかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） カバープランツにつきましてはやる方向で検討していきます。ただ、そちらばかりは余り金をかけてしまうとしゅんせつなどの作業等もあるわけでございますから、一概には言えないというところもあるわけでございますけれども、いずれにしてもエコシートなしではなかなか成功しないということでございますから、エコシートの費用も苗の費用もかかるわけでございますから、そういった一連のことも考え、考慮に入れながら土地改良区の皆様方と相談をしてやっていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 11 番（沓澤幸子君） 通学路についても同じような内容で質問したわけでありますが、やはり必要に応じて通学路については除草の回数も増やしていくという答弁でありましたが、それも無料で行われるわけではなくて、やはり業者をお願いしたり、また間に合わないために、地域のボランティアの方が取り組んだりしている現状があると思います。

やはり草は毎年毎年生えてくるわけでありますので、こういうところにおいても必ずこの地域は草丈がひどくて、回数を行わなければいけないということは、もう明らかなわけです。そういうところにおいて防草シートを敷いて、見た目にも美しい草丈が低くて地下に根を張って

いく植物はたくさんあるんですね、調べてみましたら。そして、美しい花も咲くものもたくさんあります。こういうことを少しずつ計画的にやっていくことで、経費もかかりますけれども、草刈りの経費は削減できるわけでありますので、上里町ガーデンタウン、どこに行っても美しい花が咲き乱れた町というふうにしていく、そういう一環でもこの通学路の草対策にカバープランツを活用していくことは意味があるのではないかなというふうに思いますけれども、改めて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 通学路の草の繁茂につきましては、通学する子どもが朝通学するときに露でぬれてしまうと、そういうことも本当に考慮しておるわけでございます。

草の対応につきましては、今までシルバー事業団に要望しながら年に二、三回やらせていただいておりますけれども、そのカバープランツですか、これも防草シートを敷きながら少しずつやっていくことが、それが経費の削減に将来的にはつながっていくと、そういうことは考えられるわけでございます。それらも総合して今度検討してみたいというふうに思います。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 通学路のポケットパークの設置でありますけれども、確かに用地を求めていかなければいけなかったりするわけでありますけれども、やはり地球温暖化の中で長い通学路を炎天下に照らされながら歩く子どもたちの身になって考えたときに、やはり地域の方々の協力を得て、町のポケットパークではなくて、協力を得て木陰ができるようにしていくということができるのではないかなというふうに思います。だから、町が積極的にそうした姿勢を打ち出し、協力を呼びかけていく。要望があればやりますよというのではなくて、町が子どもたちの健康面を考えて、こういうことを考えていますということをお願いしていくことはできないかどうか、その辺について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ポケットパークにつきましては、大きな道路で少し曲がりを通すようにしたところへ空き地ができたとかということは非常にやりやすいというふうに思っておりますけれども、真っすぐな道路にポケットパークをつくるということは非常に難しさがあるわけでございます。土地を売ってくれる人も、そこは今度はへこんでしまうわけですから、そういうことは非常に不可能であると、そういうふうに思っておりますのでござい

す。

ポケットパークのできる条件とすると、そういう場所はあるわけでございます。できればそういう場所にポケットパークをつくりまして、地域のボランティアの皆様に管理していただくとか、花を植えてそこでお休みができるように椅子を持っていくとか、そういうことは必要であろうと、そういうふうに思っておるところでございます。

最初のうちはボランティアの皆さんも一生懸命やってくれるんですけども、なかなか高齢化をしてしまうともうできないということで、なかなかそういった部分では、先ほども植原議員の質問にもございましたように、確かにそういうことは言えるわけでございますから、一概にはそういうことも言えないわけでございますけれども、非常に難しさもあると、そんなふうにも思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） ポケットパークが可能なのところもあるというふうな答弁でありました。

維持管理が大きな問題であるかのようにお聞きしましたがけれども、私も街路樹をたくさん植えているいろいろな自治体を車で走っておりまして、やはり街路樹の根元の草というのが非常に目につくんですね。それをどういうふうに対策していくかというのが、やはりこれはグランドカバー、あれがいいのだろうというふうに思います。木の根元はそういうもので覆い尽くしておく、そうすると管理も非常に楽になるのではないかなというふうに思っているところです。

それで、賀美小学校へ続く県道の歩道の整備の状況でありますけれども、民地との境界線が定まらないのが大きな要因であるとのことでありましてけれども、境界線というのは公図がきちんとあるわけですので、非常に何で境界線が定まらないのか疑問に思うところなんですけれども、地域住民からも、何でいつまでもがたがた道路、歩道が進まないのかという要望も上がっておりますので、その辺の進め具合というのでしょうか、完成予定年度というのでしょうか、お聞きできればなというふうに思っています。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） 賀美小学校の通学道路のことにつきましては、県が一生懸命やっただいておるわけでございます。境界線につきましては民民のことでございますので、なかなかその地図はあっても両方が了解をしないと、それはだめなわけでございます。両方の了解が得られないとだめだということでございます。県も一生懸命取り組んでおるわけでございますけれども、そういった部分でできない部分があるわけでございますけれども、その境界線が解

決できれば、県も即やると言っておるわけですから、町も一生懸命努力をして応援をしていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 11 番（沓澤幸子君） わかりました。

農地への不法投棄と個人の敷地内に山積するごみ問題でありますけれども、農地については明らかに農地法違反ですので、とにかくやはり農地として活用できるように指導を徹底してやってもらえないかというふうに思うんですけれども、個人の敷地内では、先ほど町長も述べられたように、大変どの自治体でも苦慮していることであります。上里町においては4件ということではありますが、本当に長い間そういう状況で苦慮しているわけであります。

それで、空き地条例のような条例をつくっている自治体もあるんですね。郡山市だとか神戸市とかもそうですね。ですので、やはり指導だけではなくてももう少し踏み込んだ、私も強制撤去とかそういうことまで行きたくない、なるべく御理解いただいて改善をしていただきたいというふうに願うところなんですけれども、そこまで行かなくても、もう少し踏み込んだ条例等をつくることで解決が進むのではないかと思いますので、その点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

○町長（関根孝道君） 条例の制定につきましては、他の自治体の状況を見ますと、条例制定のある自治体は非常に大都市が多いようでございます。最終的には行政代執行等による問題解決を図るという、そういうものでございます。

東京都世田谷区で平成28年4月より執行されました居住等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例、そういうものがあるわけでございますけれども、住居者がみずから片付けるよう、これはちょっと何といいますか普通の考え方と違う考え方、そういうものもあるわけでございますので、医師との協力など福祉的な支援も行いながら、あるいは居住者及び居住者と協働する地域の方に対して片づける際の必要な掃除用具の提供を行いながら、今後上里町といたしましても、このような先進事例を参考にしながら取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 11 番（沓澤幸子君） 大都市と違いまして密接しているわけではないので、火災による被害というのは少ないかなと思ったりするわけではありますが、いかなせん景観としては非

常に悪い状態が長年続いている場所も見受けられますし、本当に地域の住民の方にとっては、毎日の生活環境の中でおおいであるとか虫の発生だとかに苦しんでいるわけでありますので、大都市とはまた違った問題、蛇や虫の発生などが起こっている現状でありますので、ぜひ検討して、つくる方向で検討していただきたいなというふうに思います。

大きな２番目の貧困対策と子育て支援策についてお聞きするわけでありますけれども、寡婦控除については余り検討する考えはないようでありますけれども、婚姻歴で差をつけるということ自体が最高裁の嫡出子と非嫡出子の判決で見られるように、やはりそこは平等にしていくなさというふうな考えに私も立っています。

ひとり親世帯の貧困が最悪状態、世界でも最悪状態、世界と言ってはだめですね、OECD加盟国中最悪の状態という中で、何とか自治体でできるものなんだろうというふうに思いますので、是非子どもにかかわる部分でのみなし適用を図ってもらいたいというふうに思います。再度お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に婚姻歴で差がつくというのは、私もこれは何とか解決しなくてはならない方法であるなど、そんなふうにも思っておるところでございます。

低所得者による無料の児童が多く……

〔「違います」の声あり〕

○町長（関根孝道君） 違うな。

非常にそういった部分では何とかしてあげなくてはいけない部分もあるというふうに思うわけでございますけれども、今の法律だとか条例の中ではそういうふうに出たわけではございませんから、それに沿って町はしておるわけではございます。あとは町がいかに出せるか出せないかということの判断ではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） あとは確かに町がどうするかという判断になってくるのだと思います。それで、やはりこの判決以後、全国の自治体でもみなし適用が進んでいるかなというふうに思います。

それで、上里町でもしみなし適用をした場合に、どれだけの御家庭と子どもたちが救われるのかについて、具体的な件数をお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 該当者につきましては、平成27年のデータをもとに今確認いたしましたところ、子どもを保育園に預けているみなし寡婦に該当する人は12人あるわけでございます。どのうちも1人でございます。1人でございますけれども、12人のうち5人は平成28年度の保育料算定においてひとり親の非課税世帯のため、もともと無料でございますけれども、残る7人がみなし寡婦に該当して保育料が下がりますが、収入360万円以下のひとり親世帯のため、既に国の制度で昨年と比較して2分の1に軽減をされておるところでございます。みなし寡婦による7世帯の保育料が減額されておるところでございますけれども、1カ月当たり650円から6,900円、7世帯合計で2万500円軽減されておりました、年間で24万6,000円の軽減となっております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 子どもの貧困対策法が制定されて、やはり国もここに着手をしてきているわけでありまして、それはそれで大変いいことだと思っています。しかしながら、町がさらにみなし適用をした場合、この保育料は若干なりとも負担軽減につながるものと思います。

ひとり親世帯の生活の苦しさから一般に見て、たったこれだけという観点では推しはかれない、やはり本当に苦勞をしていらっしゃるわけですので、みなし適用を本庄市なども保育料に関してだけ実施しているわけでありまして。町長も近隣市町村を大変重要視しておりますが、是非、上里町におきましても国がやっているからいいじゃないかというのではなくて、自治体も応援する姿勢が必要だと思います。そのための予算というのは本当に町にしてみればわずかだと思いますけれども、子どもたちを育てている親御さんにとっては大きな負担でありますので、是非できない額ではないと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町はみなし適用をした場合には、他の制度とのバランス等もあるわけでございます。それほど大きな額ではないということで、先ほどもお話を申し上げましたように年間24万6,000円でございますから、今後検討していきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 就学援助制度についてでありますけれども、以前の質問におきまして、貧困であっても気づかずに申請しない、自分のところで就学援助制度を申請していいのかどうかかわからないという声を聞くんです。そうしたときにわかりやすくということをお願いしたとき、検討をするとそのときに教育長は答弁されましたけれども、今度もまた検討というこ

とで、なかなか改善が図れないことにちょっとなぜなのかなとやはり思います。

他の自治体ではもう説明資料そのものにお子さん1人だと所得は幾ら、総収入ではどのくらいの方が適用しますということがきちんとうたってあって、非常にわかりやすくなっているんです。そうしたものをお配りして、隠れている貧困というのが非常に今増えていると思うんですね。子どもたちもある年齢に達しますと、やはり貧困を隠そうとします。御飯を食べていなくても、太りたくないから食べないのよというふうに言ったり、なかなか見えにくい現状が増えているんだと思います。ですので、慎重な対応が必要だと思います。

上里町は早くから入学説明会、進学説明会であるとか就学説明会であるとか、年度初めに全児童・生徒に配布をしていただいている点は評価できるんですけども、その内容を良くしていくことについて、早急に改善できることでありますので、お願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほども申し上げましたけれども、いわゆる参考事例で先ほど言った所得の問題等を記載することを早急に検討して改善を進めてまいりたいなというふうに思っております。

また、途中での家庭の生活環境の変化等については、学校のほうでも状況を見ていますと大体わかるので、保護者会あるいは以外のところで生活指導等を含めながら周知をしてまいりたいと、このように考えております。これも校長会等を通じて各学校のほうに周知して、できるだけ子どもたちの生活状況も見ていただく、そんな形もとれたらなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 学校で先生を含めて子どもたちの生活状況であるとか、目を配っていただくことはもちろんありがたいんですけども、やはり全体的に学校だより等で日常的に目に触れていくということがいざとなった時に、こういう制度は利用できるんだという安心感にもつながると思いますので、それも同時に進めていただければと思いますけれども、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、校長会を通じてできるだけこまめに保護者のほうに情報が伝わるような方法を考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 補助項目でありますけれども、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などは確かなかなか取り組まれていない、広がらない現状があります。

埼玉県では19市町村が実施しているように聞いています。この広がらない要因としては、準要保護に対する国庫補助金が削られてきていることが大きい要因ではないかなというふうに思いますけれども、やはり消費税が増税する中で生活保護費の削減については緩和をして、現状その削減されない部分を維持してやっていただいているということでもありますけれども、それがなくても生活水準的には負担増になって厳しい現状が生まれております。

やはり子どもたちは半数以上の子どもが持っているのに持っていない、半数以上の子どもたちができるのにできないという状況に置かれているということが、既に非常に肩身の狭い状況を生み出し、いろいろな問題の原因にもなっていくのかなというふうに思っています。部活などもやはりそうしたことが原因で、本来はこの部活に入りたいけれどもお金がかかるからそこは諦めるとか、そういうことになっていては非常に困るなというふうに思っています。ですので、国として認められている給付項目であれば、是非積極的に取り組むことが必要ではないかと思うんですけれども、再度考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔 教育長 下山彰夫君発言 〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほどの答弁の中でも話をさせていただきましたけれども、PTA会費、あるいは部活動費、生徒会費等の対象項目というものはそれぞれ学校によって違いがございます。部活動でいえば、その部によっても違ってくるというようなこともございまして、均等に均一的にその支給を対象項目に含めるというのは、大変難しい部分があるなというふうに考えているのも事実でございます。

したがって、先ほど答弁させていただきましたように児童手当等他の制度からの支援もあるということを考えて、現時点では難しいというふうに答弁をさせていただいたわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 時間がないので、ちょっと急ぐんですけれども、児童館事業については、確かに検討をしているんだとは思いますが、利用者の7割が放課後児童クラブ生に偏っているというのは、児童館の本来の役割は発揮できていないんじゃないかなというふうに思います。

前回ちょっと踏み込んだ町長の答弁があって非常に期待をしていたんです。児童館のあり方を検討したい、あり方そのものに言及されたことについて期待をしておりました。ですので、私はやはり日常的に児童クラブがありますけれども、やはり一般児童・生徒、子どもたち、幼児も含めた子どもたちの事業ですね、毎日のように取り組んでいく必要があると思うんです。そのためには児童館の職員の配置を大幅に引き上げていかなければ不可能じゃないかというふうに思いますけれども、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 低学年の既に児童クラブ生になっている子どもが多いこともあり、それ以外の児童参加者数が非常に少なくなっておるわけですが、人気のある夏休み科学教室などは高学年も集まるため半数が一般児童となっておるわけでございます。子どもたちが学校で誘い合って参加してくれておるわけございまして、そういった意味でクラブ生だけは利用できるというふうに勘違いをしている、そういう方もあるようでございますけれども、そういった事業につきましては、一般の子どもたちもたくさん参加しておるわけでございますから、そういうふうに一般の人にもいっぱい参加していただけるような方法をとっていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） どのような検討をされたのか、その具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 周りの皆さんも、児童クラブ生も、その同級生もみんな興味を引くような、先ほども私がこんな事業をやっていますよというようなお話をさせていただきましたけれども、そういう事業が、皆さんから興味をいただけるような事業をたくさん取り入れていきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 民間学童の家賃補助ですけれども、2万円引き上げていただいて3万円になったわけですが、近隣市町村の状況も見て検討したいというような答弁でありました。

埼玉県学童保育は、全国の中で国に先駆けていろいろ運動が進んできているところです。

その県内の状況を検討してわけでありますので、家賃補助の実態について上里町の実態がどのようなものであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 近隣市町村の民間クラブの補助金の状況でございます。深谷市は家賃補助の2分の1で上限5万円だそうです。熊谷市は家賃補助の4分の3で上限が9万円だそうです。本庄市は、家賃補助はございませんが常勤指導員の社会保険料補助1人当たり月5,000円を行っておるそうです。美里町は、家賃補助は行っていないようでございまして、神川町におかれましては民間クラブはないそうです。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 民間学童保育所においては、保護者に施設維持費というのをいただいているのを町長は御存じだと思います。そうした負担をやはり公私の格差、保護者の格差を無くしていくという観点からいって、もう少し家賃補助の必要性があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 施設維持費も補助をしておるところでございますけれども、今回3万円を値上げしたのは26年度、先ほどもお話し申し上げましたとおり、まだ上げたばかりでございますから、少し検討していきたいというふうに思います。

○議長（納谷克俊君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 議席番号2番戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問につきましては、1、公共施設について、2、図書館について、3、農業施設についての3点について順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

中学生には夏休み前に大変嬉しいことがありました。7月15日には、上里中学校の室内運動場において改築竣工式が行われました。上里中学校は昭和40年に4ヶ村の統合中学校として開校され、翌年には室内体育館が建設をされました。現在に至るまでの間、大規模改修工事など行われましたが、経年数による老朽化や耐震診断などの数字も低く、上里中学校建設基本構想が策定され、改築となりました。

これで、町の旧耐震基準で建設された小学校・中学校の校舎と体育館は、生徒の安全確保のため、ほかの公共施設に優先して平成16年度から耐震化の取り組みを始めておりましたが、全てが改修が終わったものであります。

また、それに先立つ今年の4月には、中央公民館が同じ敷地内で隣接するコミュニティセンターに統合移転をしました。こちらの建物は、昭和45年の建設と大変古く、集会施設としての使用は限界に来ており、危険との判断により今回の処置になったと聞いております。

公民館では、ほかにも長幡公民館が昭和50年建設の3階建て、七本木公民館が昭和51年建設の2階建て、賀美公民館が昭和56年の2階建てと、当時の時代を物語る各省庁所管の補助対象事業の建物が建っております。

私がここで取り上げた施設は、いずれも地域住民が身近に集える施設であり、現在も利用されておる施設でございます。しかし、これらの施設では、トイレつを例にとった場合、現在利用している大きさよりも狭く、小さく、現在、施設の主流は洋式であるのにもかかわらず和式であり、高齢者も年々多くなっており、利用する人も自然と足が遠のくようになってきているように思われます。

上里町の人口も、ここ数年3万1,000人前後を維持しておりますが、今後の人口予想を見ると、年々減少することは否めず、それに伴うように、集会施設を利用する人も比例をするように少なくなっていくのではと思われます。古くなった施設の修繕費は、ますます上がってくることも予想され、施設の改修要望も、耐震工事を含めて多くなることが予想されます。

こうした中、利用者の立場から見ると、隣接する公共施設を開放し、相互に利用者が利用しやすい方法や、2つの施設を統合し、魅力ある、利用しやすい施設を建設する方法など考えられます。

町では、平成25年に上里町公共施設白書を作成しました。これは、総合的な視点から現状を把握・分析し、今後のあり方について検討するためと記されております。公共施設の適正な配置と効果的・効率的な管理運営など、今後の町の方向性について、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、図書館について質問をさせていただきます。

図書館の管理運営につきましては、平成15年6月の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が創設されたことにより、上里町でも26年4月から来年の3月までの3年契約により実施をしているところであります。従来の図書館は役場から職員を出して、臨時職員を採用し、運営を行っていましたが、今回、住民サービスの向上、効果的な運営による運営経費の削減を図ることを目的として、町では初となる民間企業委託による指定管理者制度を実施しているところであります。

指定管理者制度の民間委託の本来の目的である、民間の能力や活力、ノウハウをどのように運営に生かしているのか、利用者の反応は以前と比べてどう捉えているのか、2年と6カ月が経過をしようとしている今、これまでの導入成果と今後の運営について、教育長の御所見をお伺いします。

次に、農業施設についてお伺いをしたいと思います。

今年の夏は、連日高温注意報に伴う水分補給の注意喚起の放送が、テレビや防災無線などにより連日放送をされておりました。これに先立つように、6月後半からは、首都圏の水がめである下久保ダムなどを含む利根川水系8カ所のダムでは、冬期の降雪量が少なく、5月の雨量が例年の約50%にとどまったため、10%の取水制限が実施され、解除されたのは9月2日午前でありました。

私たちの町においても、現在利用している農業用水、上里幹線が末端水路より利根川に放流されており、首都圏の飲料水として利用されておりますのは、皆さんも御承知のことと思います。

現在、農業用水は年間通水されており、ここより土地改良事業に伴う各圃場にパイプラインが設置をされております。しかし、十数年ぐらい前より、給水栓の蛇口により漏水している箇所が目立つようになってきており、水路が水浸しというのが珍しくありません。また一方では、土側溝の土砂がたまっており、排水の役目をなされておらず、住民が迷惑しているとの意見も多く聞くところであります。

高齢のため、農業する人も年々減少してきている昨今、これらの補修などをする人も多くなく、現状のままであります。設置をしてから多くの年数が経過をし、老朽化してきているが、これらについても何らかの早急な改善も必要ではないかと思うところであります。今後の農業施設の改善と対策について、町長の御所見をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 戸矢隆光議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、公共施設の今後の方向性についてでございます。

現在、全国の自治体で高度経済成長期を中心に、急激に整備された公共施設等の老朽化対策が課題とされておる一方、少子・高齢化等により、今後一層厳しくなると予想される財政状況を踏まえ、長期的な視点をもって、財政負担を軽減・平準化しながら、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってくるわけでございます。

各自治体において、国による「公共施設等総合管理計画」の策定の要請を受け、公共施設等の現状と将来の費用負担を推計し、統廃合や複合化などを行うことで、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る仕組みであるアセットマネジメントを推進することとなります。

町では、現在、上里町公共施設等総合管理計画の年度内策定を進めており、この計画において、現在の公共施設等の現状・課題を把握し、財政負担の見直し等について分析・評価するほか、その結果をもとに、計画の柱となる基本方針等を提示することとしておるところでございます。

議員御指摘のとおり、地区公民館を初め、老朽化により更新時期を迎える多くの公共施設や土木インフラについて、早急かつ慎重に取り組みや対策を講じる必要があると考えております。

先ほど申し上げましたように、今後予想される厳しい財政状況を踏まえ、改修・修繕や単純な更新だけでなく、施設の統廃合や複合化、再配置の検討も必要だと考えておるところでございます。

公共施設等総合管理計画の策定を進めていく中で、各施設の現状や課題を整理し、効率的で効果的な管理運営方法など、町の公共施設の将来あるべき姿の実現に向けて検討を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、図書館について、指定管理者制度の導入成果と今後についての御質問にお答えをさせていただきます。

上里町立図書館は、平成5年4月1日に開館し、町民の読書活動の拠点として長年親しまれてまいりましたが、平成23年度の第4次上里行政改革大綱で公共施設の管理運営を施設サービスや経費削減など効果的な視点から見直し、指定管理者制度の導入拡大が示されたのを受け、公共施設の見直し検討委員会及び指定管理者制度導入検討プロジェクトで審議・検討を行い、町立図書館の指定管理者制度の導入が決定されたものでございます。

現在の指定管理者は平成26年4月から導入したもので、株式会社図書館流通センターとTRCファシリティーズ株式会社の共同事業体であるTRC上里グループとの業務委託により進め

てきたものでございます。

導入された図書館の成果と課題につきましては、教育施設の内容でございますので、教育長より答弁させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、農業施設について、改善と対策についてでございます。

昭和48年から施工された県営圃場整備事業完了に伴い、農業用パイプラインや排水路につきましては、県より上里土地改良区及び上里西部土地改良区へ譲与され、現在まで両改良区が維持管理をしておるところでございます。

これに対して、各圃場へ農業用水を供給する農業用給水バルブは、圃場の所有者が圃場と一体のものとして管理することとなっており、維持管理は各圃場の所有者が行うものとなっております。

農業用給水バルブにつきましては、経年劣化や故障等により水漏れを起こしているものもありますが、修理費用に約5万円から6万円かかる場合が多く、所有者の負担も大きいこと等から、修理せずそのまま使用している場合も多く見受けられております。

土側溝につきましては、管理方法を地先管理として接道する農地の所有者にお願いをしておるところでございます。

近年、農家の高齢化のため、排水路や土側溝の維持管理が問題となっております。

こうした状況を踏まえ、国では「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を平成27年4月に公布し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取り組みに対して支援を行うことが定められました。

町では、平成27年度から、農業者を中心とした町内3つの活動組織に対し、多面的機能支払交付金を交付し、排水路の管理作業やしゅんせつを計画し実施しております。

農業用給水バルブの修理費に対し補助を行うことや、地先管理をお願いしている土側溝の管理方法については、今後の検討課題として、土地改良区、活動組織及び県本庄農林振興センター等と協議の上、取り扱いについて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 戸矢隆光議員の私に対する質問、2、図書館について、指定管理者制度の導入成果と今後についての御質問にお答えを申し上げます。

平成24年度の公共施設見直し検討委員会や指定管理者制度導入プロジェクトチームの検討を受け、町立図書館への指定管理者制度の導入が進められてまいりました。導入に当たっては、

施設サービスの向上や経費削減、効果的な管理運営に視点を当て、委託のための仕様書の検討を行い、平成25年度に募集、プレゼンテーションを受け、管理者の決定を進めてまいりました。

現在の指定管理者は、先ほど申し上げましたように株式会社図書館流通センターとＴＲＣファシリティーズ株式会社との共同企業体であるＴＲＣ上里グループとの間で業務委託契約を締結しております。町立図書館への指定管理者制度の導入は初めての試みでありましたので、他市町村の図書館では一般的に５年契約が多数を占めておりますが、試行的に３年契約といたしました。したがって、今年度が最終年度に当たるものでございます。

指定管理者の管理運営状況の確認につきましては、図書館を担当している生涯学習課で毎月一度、指定管理者との間でモニタリングを実施しております。利用状況等の内容については、常に最新の報告を受けているところでございます。その内容を踏まえ導入による成果について、

運用サービス面、事業効果面、歳出予算面の３項目について、指定管理者制度導入以前との比較で御説明をさせていただきます。

運用サービス面の一つであります開館日数及び開館時間ですが、指定管理者制度になってから、開館日数を増やしたことにより、１年間の開館日数は以前と比較して1.16倍になり、一日の開館時間は通常時間で午前９時30分から午後６時30分であり、それぞれ以前と比較すると30分早く開館し、30分遅く閉館になりますので、一日で実質１時間増えております。また、７月、８月夏期時間においては、午後７時まで開館しており、開館時間が延びたことで利用者からは「会社帰りに本を借りることができ、返却もできる」と大変好評でございます。

事業効果面においては、新たに図書館キッズデイ、調べる学習コンクール事業、上里町歴史講座等の各種教室を充実させております。また、蔵書につきましては、図書館利用者のニーズを取り入れて精査した結果、利用者からの満足の声が聞かれております。さらに利用登録者については町内における登録者数はもとより、町外利用人数も増えており、平成25年度に比較すると平成27年度登録者数の推移は、約9.2%増加しておるところでございます。

歳出予算面につきましては、指定管理者制度導入以前と比較した場合、施設の管理・運営目的である需用費及び委託料並びに機器の使用料、賃貸借料等は以前と比較してほとんど変更がありませんが、職員の給与・賃金面の人件費総額を指定管理者制度導入以前と比較しますと、平成27年度の実績では2,832万2,000円と、平成25年度に比較すると約390万円少なくなっております。なお、現在の職員体制は、館長以下12名となっており、指定管理者制度導入以前より２名増員となっております。また、従事している職員につきましては、指定管理者制度導入以前の臨時職員がおりますことから、仕事内容を掌握しているために、移行時はもとより、現在でもスムーズに運営ができております。

今後における図書館の指定管理者制度につきましては、担当課である生涯学習課において、

次年度より新たに5年契約の指定管理者制度の締結に向け、現在、準備を進めているところでございます。指定管理者の選定に当たっては、今までの民間活力をさらに発揮いただけるよう、応募企業が企画に当たって工夫・改善が加えられるような仕様書づくりを進めておりますので、さらなる効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 2番の戸矢でございます。幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。

これから近々で古くなっている建物という、福祉町民センター、また老人福祉センター等は昭和47年、50年の建物でございます。一部にはいろいろな計画も立った時期もございますけれども、計画、設計、基本計画みたいなものができた時期もありますけれども、現在はそれについても、余り語られていないわけでございますけれども、これはこれとしておいておきますけれども、古くなった公共施設については、耐震等の問題もあり、大改修、また一部改修といったわけには、そんなにはいかないのではないかなと思うわけでございます。

そうした中では、やはり今後順次取り壊されていくのは、自然の成り行きではないかと思われるところでありますけれども、施設の、先ほど、町長のほうからちょっと統合や複合についてお話がございましたけれども、個別計画を早急に明確にしておく必要が本当にあるのではないかな、そして、財源等もありますし、何か白書を見ると、いろいろなアンケートをとったものを見ると、あんまり使っていないとか、私は使っていますとかと、そういうようなこともいろいろ書いてありました。

できれば、そのような個別計画、そういうのも早急に立てていただければと思いますけれども。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 再質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

公民館を初めとする各施設、福祉町民施設だとか老人センターだとか保健センター、これも前はいろいろと計画をしておったところでございます。

いずれにしても、耐震状況や利用状況、緊急性など、施設ごとの状況を把握しながら、修繕にするか、改修にするか、それとも施設の長寿命化を図っていくか、統廃合や複合化などについても、検討していく中で、そういう個別な建物を今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2 番戸矢隆光議員。

〔 2 番 戸矢隆光君発言〕

○ 2 番（戸矢隆光君） 続きまして、図書館について再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、教育長のお話の中で、指定管理者制度、民間の企業に指定管理をお願いしたところ、日数については1.16倍、そして一日の開館の時間が30分早く、30分遅く、1時間多くなっている。そして、7時まで開館を夏場にはしておって、大変便利をしているんだというようなことと、また、2名増員しているのにもかかわらず、年間で25年に比べて27年は390万円安くなっているというような答弁をされておりました。非常に民間の活力を導入した結果が、このようないい結果が出ているのではないかなと思うところでございますけれども、今後、町では、このような指定管理者制度、こういうものをいろいろな角度から研究していくのも、一つの方法ではないかなと思うところでございます。

図書館がきっかけになって、中にはほかの市町では体育施設や児童館などの管理運営などもしているようなことも、お話を聞く場合がございますけれども、こういうようなほかのことについても、町では、できるものはこういうところに委託をするのもいいのではないかなと思いますけれども、それについて町長の御所見はどうでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 図書館と同様に指定管理者制度導入に適する施設の管理につきまして、現在指定管理者制度を導入していない施設として、公民館と体育館施設等が挙げられるわけでございます。

まず、公民館についてでございますが、地域の拠点である公民館は住民の学習の場としてだけではなくて、行政の情報発信基地と同時に地域コミュニティーづくりの役割を担っている施設であると考えております。このように公民館の担う役割から考えますと、指定管理者制度の導入はなじまないと考えておるところでございます。

また、体育施設についてでございますが、町の管理・運営面について、多課をまたいで、他の課をまたいでおる現時点でございますので難しい面がありますが、今後において研究をしてまいりたいと、このように考えております。

児童館についても、そういう形の中でやっていきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 2 番戸矢隆光議員。

〔 2 番 戸矢隆光君発言〕

○ 2 番（戸矢隆光君） 今、町長の発言を聞きますと、今後研究をしていきたいというようなことだと思います。それで、教育長にお伺いをするわけでございますけれども、図書館につい

ては、今3年だけでも、今後は5年を考えているんだよというようなことだと思いますけれども、今後どのように考えているか、具体的にお話しできることがあればお話をしていただければと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほども申し上げましたように、大変成果が出ているというふうな状況を話させていただきました。今後も、これから募集をかけていくわけですが、民間活力をいかにして引き出していくかということが、これから大きな課題になってくるかなというふうに思っているところでございます。

余りこちらから指定範囲を狭くするのではなくて、民間が提案をしやすい、そんな仕様書を今検討しております。継続的にやらなくてはならないことについてはきちっと示し、さらにプラスアルファの、さまざまなノウハウを民間は持っておりますので、それらを事業展開の中で示してもらえような仕様書にできたらなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） それでは、3番の農業施設についてお伺いをしたいと思います。

農業施設、私がこのところで取水制限の話を出させていただきましたのは、一方では取水制限をしている。一方では、この近隣のところであります埼玉県の中でも、パイプラインの水が漏水をして水浸しになっているところもあるというような、極端な事例を出させていただいたわけでございます。なかなかこれから高齢者になってくると、自分たちのお金を出してまで、これを修理してほかの人に貸す、また、自分の地先をお金を出して掘るとするのは、なかなか困難なことかなというようなこともしないわけではございません。

そうした中、少しでも自分たちもお金を出すけれども何かいい補助があればな、そう思っている人は少なくはないのではないかなと思うわけでございます。そんな関係で、私も今回質問をさせていただいたわけでございますけれども、是非、いろいろ町長の幅広い、いろいろな人を頼って、県の方面に行ったときなど、県なんかの補助事業等が受けられないかなというような、私なんかも期待をするわけでございますけれども、その点についてコメントいただければと思いますけれども。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 給水バルブの修理の補助金でございますけれども、私も、あちこちそ

ういう例を見ておるわけでございます。今年は特に取水制限ということで、利根水系の水がめが非常に少なくなっている。そういう中で、あちこちでそういう故障したバルブを見て、水が流れておるのを見ますと非常にもったいないなと、そういう感じを受けておるところでございます。

いずれにしても、土地改良区だとか管理施設組合、活動組織及び県と協議をしてまいりたいと、このように考えておるわけでございますけれども、多面的機能支払交付金、そういうものもややもすれば使えるのではないかな、そんなふうにも思っておるわけでございますから、県と協議をする中で少しでも助成ができるかどうか、今後検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 2 番戸矢隆光議員。

〔 2 番 戸矢隆光君発言〕

○ 2 番（戸矢隆光君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 2 番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 分休憩

午後 2 時 2 0 分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

5 番齊藤崇議員。

〔 5 番 齊藤 崇君発言〕

○ 5 番（齊藤 崇君） 議席番号 5 番齊藤崇です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて 2 点でございます。

まず、1 点目の町の農業施策について質問させていただきます。

まず、1 番目として高齢化する就農者に対する対策はということで、日本の農業就業人口が今年に入り初めて 200 万人を割り込んだということが今年の 7 月に発表されました。およそ四半世紀前の 1990 年には 480 万人を超えていたが、その 4 割程度に落ち込んだというふうにあります。原因としては、高齢者の離農が進んでいる上に国が推進している若者就農も伸び悩み、農業の担い手減少に歯止めがかからないためと分析されています。

農水省がこのほどまとめた2016年の農業動態調査によると、今年2月1日現在の農業就業人口は前年比8.3%の減、192万2,200人だった。世代別では、団塊の世代で定年退職を機に就農が増えたと見られる65歳から69歳が前年比6.2%増の36万8,300人とあります。これ以外は軒並み減少しております。特に全体の半数近くを占める70歳以上の高齢農家の離農が目立ち、70歳から74歳が12.5%減の28万700人、75歳以上は8.8%減の60万4,800人でありました。

この傾向は本町においても顕著に見られ、5年前、平成22年、販売農家の人口が1,124人でしたが、平成27年には829人に。率にして26.2%減少しております。また、70歳以上の高齢就農人口も、5年前、平成22年には491人であったが平成27年には380人で、111人、率にして22.6%減少となっております。

本町の農業は、主に米麦を初めハウス、露地野菜、酪農と多岐にわたり、約1,263ヘクタールの圃場で営農が行われております。特に種子小麦の生産は全国一で、かみさとかるたにもあるように多くの小学生でも知っております。

このように高齢農家の離農に対してどのように考えるか、町長の考えを伺います。

次に、2番目として若者の後継者、いわゆる担い手ですが、新規就農者とあわせての育成について伺います。

県は今年の夏から県内農業高校の生徒と県農業大学校の学生を新規就農者として育成するための取り組みを強化するとあります。また、上田知事は、よりレベルの高い農業技術を身につけてもらい、就農支援を行っていきたいと言っています。首都圏の大消費地という恵まれた立地などから県内の新規就農者は増加傾向にあり、2010年の250人、2015年には286人増加しています。

また、県内には農業高校や関連学科を設置している9校の国公立高校があるが、各校とも非農家出身の生徒の割合が高いというデータもあります。ちなみに今年の公立農業高校の卒業生は、465人のうち就農した生徒は19人と約4%にとどまっております。

本町においての新規就農者育成、担い手ですが、経営開始型育成という制度に3人が該当していると聞いております。この経営開始型というのは農業経営が安定するまで5年間150万円を給付する制度ですが、本町で3人という数字は累計なのか、それとも昨年27年の数字なのか、また、この経営開始型制度が始まってからの累計なのかを伺います。

次世代の担い手育成ということで町では農業生産法人の育成、認定農業者組織の強化を促進すると後期基本計画でうたっていますが、これについて具体的にお伺いいたします。

認定農業者というのは効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度とあります。認定を受けた農業者は国や県、市町村からさまざまな支援が受けられるとあります。このさまざまな支援とは何か、これもあわせてお伺

いいいたします。

次に、経営の安定化、第6次産業も視野に入れた対策について。

県農業大学校では野菜、水田複合、花、植木、酪農などの多様な農業に対応できる学科が設置されており、農業の6次産業を見据えた設備も完備されている。希望する農業に沿った実習をしながら先進的な農業に取り組んでいる農業法人などを見学し、さらに県内8カ所の県農林振興センター単位を目安とし、地元農業高校と自治体、JA、地域指導農家などによる農業教育連絡会議を順次立ち上げ、生徒がどのような就農を希望しているのかサポートしていく。農業経営の教育を実施、みずから販売戦略を立て、農産物をどのように販売するかを実践的に学ぶとしています。このように県農業支援課でも高い技術と経営を学ぶことについて支援策を打ち立てています。

本町においては「生産技術の向上」と題して需要動向の徹底した把握と災害や病気に強い品種、低コスト化を図れる品種の導入の促進、さらには認定農業者の支援農産物のブランド化、高収益化、流通システムの多面化を目指していますが、具体的にお伺いいたします。

次に、農地中間管理事業の推進について。

御存じのとおり、農地中間管理事業とは、機構が作成する計画に基づき認定農業者等の効率的かつ安定的な経営体に複数の農地を集積して、一括で貸し借りの設定を行う新しい農地の仕組みとあります。

本町では昨年平成27年よりこの事業に取り組んでいますが、現状はなかなか進んでいないように思います。というのも、先日私の地域でこのことについて出し手と受け手を対象に説明会が開催されました。対象者は200数人でしたが、当日の参加者は35名程度と低調でした。担当者によると、参加者には後日資料を郵送すると言っていましたが、資料を見るだけではなかなか理解できないのではないかと。また、個々に対応すると莫大な稼働と経費が必要となります。今推進している圃場は西部土地改良区で、担当者によれば今年11月を目標に目鼻をつけたい。さらに圃場を拡大して推進していくと言っていますが、先ほど言ったように多くの稼働、経費が必要と思われますが、町長の考えを伺います。

大きな2点目として、次に防火水槽の維持管理について伺います。

まず、1つ目として、道路下に埋設されている防火水槽について。

先日、町内において2件の住宅火災が発生しました。1件は1人の軽傷者、もう1件は1人がお亡くなりになり、2名の負傷者が出ました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、防火水槽の理念は、万一火災が発生した際に火災の被害を最小限に食い止めるために、最低限の消火活動に必要なような水を地中に蓄えておくための水槽とあります。担当課に

よると、町内に200力所以上の水槽が道路下に埋設されていて、消防署署員が定期的に水位等を点検していると聞いております。

そこで、埋設されている水槽、水の重量で年数が経過すると道路に、アスファルトですが、凹凸が発生している箇所が数多く見られます。これは道路運行上、特に薄暮や夜間など非常に危険を伴うと思いますが、町として道路管理上問題ありと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、半世紀以上前に民地内に埋設された防火水槽、地権者との対応は。

私が物心ついたころ、近所の民地に防火水槽が設置されていた記憶があります。今よく見ますと、これはある農地の片隅にコンクリートづくりの40トン級か20トン級、2種類あるそうですが我々素人ではどちらか判断が付きませんが、設置した当時の人々は既に他界しており、現在の世帯主等では設置に関する契約、要するに町との契約なのか、それとも地域において地域の区長さん等を主にして話し合いで設置したものなのか、その辺の契約は皆目わかりません。いずれにしても当時の設置に関する契約は今現在有効なのかどうか。また、地権者が土地の返還を求めた場合、その付近に代替を設置しないと、この設置基準というのがあるらしいんですが、これが崩れてしまう。その後、町はどのようにこの件に対応するのか伺います。

最後になりますが、老朽化している防火水槽の標識について伺います。

防火水槽埋設場所には、丸い赤字鉄板に白文字で防火水槽の文字が刻まれて表示されています。しかし、経年劣化で赤字が薄れ、防火水槽の文字が見にくくなっています。また、民地の植木等の枝が繁茂し、標識がすっかり隠れて見えなくなっているところもあります。このままの状態では維持管理上、また、道路交通法上問題があると思います。

指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5メートル以内は道交法上駐車禁止と定義されています。標識が枝などで見えなく駐車した場合などは、行政側の責任になりかねないこともあり得ると思います。また、緊急時に車両が駐車したままになるおそれもあり、消火活動に支障を来すことも考えられます。このようなことから、枝の伐採など早急な対応が不可欠と思いますが、町長の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わりにいたします。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 齊藤崇議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番の町の農業施策についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、 の高齢化する就農者に対する対策についてでございます。

齊藤議員御指摘のとおり、70歳以上の高齢就農者の離農率の高さは全国的に見ても顕著であ

り、上里町においても同様に高齢就農者の離農に歯止めがかからないのが現状でございます。当町の平成27年の70歳以上の高齢就農人口は380人となっており、5年前の491人と比べて111人の減少となり、減少率は22.6%となっておりますのは、先ほど齊藤議員もおっしゃったとおりでございます。

高齢就農者は働けるうちは働きたいという非常に高い労働意欲を示している一方で、農業へのかかわり方については、自分ひとりで行っていたり自分が中心となって行っている場合が高く、体力的に厳しい状況の中、農業に従事していることがうかがえるところでございます。

高齢就農者は町の農業就農者が減少している中、農業生産活動の維持、継続と重要な役割を担っておりますが、今後の町の農業の発展を考える上で、次世代の担い手の育成が必要不可欠であろうと考えておるところでございます。

町といたしましては、これからも埼玉県農林振興センター、埼玉ひびきの農協と相互に連携しながら、農業経営の効率化、農業所得の安定化等について推進するとともに、高齢就農者がこれまでに培ってきた技術や知識を次世代に継承し、より魅力的な農業の推進に努め、次世代の担い手の育成につなげられるよう推進してまいりたいと思っております。

次に、 の担い手、新規就農者の育成についてでございます。

青年就農給付金につきましては、県が支給する最長2年の準備型と町が支給する最長5年の経営開始型があります。新規就農者に対しましては、農業を始めてから経営が安定するまでの間一定の要件を満たせば、青年就農給付金経営開始型を年間最大150万円、最長5年間にわたり給付することができるようになっております。

現在、町では3名の方に給付金を給付しており、平成28年度中に新たに1人給付する予定となっております。

これまでに給付金を給付した人数の累計は、現在の受給者を含め6名となっております。

また、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農協、農業共済組合、児玉郡市内の市町と連携し、担い手及び新規就農者の育成、確保を目的とした、平成22年度より児玉地域明日の農業担い手育成塾を設置しており、これまでに3名の方が参加をしておるところでございます。

農業生産法人の育成については、法人化することにより、従事者に給与を支払うことで労働意欲が増大したり、雇用契約の明確化により人材確保が容易になるなど、雇用の安定的確保を図ることができ、合理的な経営の運営が期待されます。

町内には現在9つの農業生産法人があり、今後、農業生産法人の果たす役割はさらに重要になると考えております。町といたしましても積極的に育成支援をしていきたいと考えておるところでございます。

一方、認定農業者組織の強化の促進について、現在123の経営体が認定農業者となり、その大部分が認定農業者連絡協議会の会員となっておるところでございます。協議会は、農業経営の改善を目的としている農業者が情報を共有し、連携を深めることにより経営を合理化させ、経営所得の安定をもたらすことが担い手の育成につながるものと考えております。

また、要件を満たしていながらも認定農業者になっていない経営体もありますので、今後とも新規認定農業者の確保に努めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

次に、経営の安定化、第6次産業も視野に入れた対策についてでございます。

生産技術の向上につきましては、例として病虫害複合抵抗性を持ち、高温にも強い水稻品種「彩のきずな」の栽培を促進しており、農薬が減らせることにより低コスト化が図られており、経営の効率化につながっていると考えております。

農産物のブランド化につきましては、県では48品目の農産物をブランド農産物として指定しており、上里町ではトマト、彩さい牛、武州和牛、ポインセチアが指定をされております。これらブランド農産物を初めとした上里町の農産物のPR活動を推進し、高品質である上里農産物を圏域内外に周知し、ブランド力を高め、高収益につながるよう推進をしてまいりたいと思います。

また、流通システムの多面化につきましては、市場への出荷、直売所やスーパーへの出荷、契約栽培等、幾つかの選択肢があり、各農業経営体の状況に見合った販路を選択することにより、経営所得の安定化につながるよう推進してまいります。

第6次産業については、自然や市場価格に左右されることなく安定的な収入が得られると考えられており、現在、梨を使ったジュースやジャム、ゼリーを委託販売している経営体やニンジンを使ったジュースを委託販売している経営体もありますが、地域資源の活用の仕方や地域のシステムづくりが必要と思われ、現在策定中の上里農業振興プロジェクトの中で調査研究をしてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、町の農業施策について、農地中間管理事業の推進についてでございます。

農地中間管理事業とは、農地利用の集積及び集約化を行う意欲ある多種多様な農家や農業法人等へ埼玉県農林振興公社を通じて転貸する事業でございます。

さて、当町におきましては昨年度にモデル地区として五明・帯刀地区で事業を実施しました。場所といたしましては関越自動車道と上越新幹線の間で、対象面積は15ヘクタールでございました。17人の貸し手より約4.3ヘクタールの農地が公社に貸し出され、7人の担い手へ公社から転貸されたところでございます。

今年度は、長幡西部地区として上越新幹線と県道藤岡本庄線の間で事業を実施中でございます。面積は約96ヘクタール、関係者は約200人でございます。当地区の選定理由でございます。

が、担い手からの希望もあり、また、昨年度行われたモデル地区、五明・帯刀地区と貸し手及び借り手が重複いたしますので設定をいたしたところでございます。

7月22日には長幡公民館にて集落会議を行い、約35人の出席がございました。当日参加されなかった関係者に関しましては、後日資料を郵送いたしました。今現在でございますが、関係者は200人ですが、自作農家もありますので実際に関係する農家はこの半数でございまして、関係者への個別訪問もほぼ完了しておりますところでございます。

今後の作業でございますが、貸し手より公社へ貸し出された農地を担い手へ集約・集積作業になります。11月をめどに公社から借り手への転貸を目指しておりますところでございます。

今後の推進についてでございますが、町だけではなく埼玉ひびきの農協や公社、埼玉県と連携をして中間管理事業をPRし、また、中間管理事業推進員の増員を検討し、意欲ある農家へ中間管理事業を通じて農地を転貸していきたいと、このように考えておりますところでございます。

続きまして、防火水槽の維持管理についての御質問でございます。

まず、道路下に埋設された防火水槽についてでございます。

現在町内には防火水槽が約300基設置されており、そのほとんどが町道内に設置されております。大規模な災害や震災に見舞われた際に、地中に埋設されている水道施設が寸断されると消火栓が使用できないケースがあります。特に大規模な地震では水道管が寸断されるケースが多く、消防活動に支障を来す可能性が考えられます。このような非常事態に備え、防火水槽が設置されているわけでございます。

町道上に発生している防火水槽設置箇所の陥没等についてでございますが、児玉郡市広域消防本部上里分署職員や町内パトロールを行っている地域安全安心まちづくり推進委員から随時報告をもらっておりますところでございます。

また、町職員による通勤時や各種現場までの移動時に発見した陥没等の危険箇所についても報告をしてもらい、随時補修等を行っております。

今後につきましても引き続き道路の点検をより細かく行い、陥没などの危険箇所につきましては、早急に補修等を行ってまいりたいと考えておりますところでございます。

次に、2番の数十年前に民地内に埋設されている防火水槽の地権者の対応についての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、上里町には防火水槽約300基が設置されており、火災等有事の際に備えております。そのうち町が維持管理を行っている防火水槽等の消防設備につきましては、町道や公園等公有地に設置しておりますが、議員のお話のとおり、古いものにつきましては民地内に設置されているものもあるわけでございます。これは町で設置したものではなく、過去に地元の行政区や簡易水道組合、自衛消防隊等が土地所有者の了解を得て設置したものと思われます。法定水利

として認められる貯水量40トンを満たしておらず、20トンや10トンクラスの小規模のものが多くいようでございます。また、構造につきましても現場でコンクリートを打ち、ふたは四角い鉄板のものが多くいようでございます。

地権者から土地の返還や撤去要望等のお話があれば、地元の所有物になるので区長さんを紹介しております。また、区長さんから撤去費用等の相談があった場合には、消防施設費購入費補助金の特例として撤去費用の3分の1を補助金として交付をしておるところでございます。撤去後につきましては、近隣の消防設備の設置状況を確認し、消防水利が必要な箇所には地下式消火栓等の設置を行ってまいりたいと思います。

今後、地権者に了解を得ている防火水槽で消火活動に使用できるものにつきましては利用させていただき、老朽化が進んでおり危険なものにつきましては、所有する行政区とも協議しながら補修や撤去、地下式消火栓への転換等を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3番の老朽化している防火水槽の標識についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

防火水槽等の消防設備につきましては、児玉郡市広域消防本部上里分署で定期的に点検を行ってもらっており、防火水槽の減水箇所や看板の老朽箇所等について報告をいただいております。老朽化が進み文字が見えにくい標識につきましては、基礎及びポール部分については再利用し、標識部分のみ新しいものに交換を行い、撤去したものにつきましては路面表示に切り替えて対応しておるところでございます。

標識が木の枝などで見えにくくなっている箇所につきましては、原因の樹木を管理する所有者に対し改善を依頼しておるところでございます。

今後につきましても、引き続き広域消防本部上里分署と連携を図りながら、防火水槽等消防水利標識の点検、補修を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 何点か再質問させていただきます。

まず、高齢化する就農者ですが、先ほども私が述べたように、どんどんこうやって就農者が離農していく、特に高齢化がどの分野においても進んでいるというふうに言わざるを得ないんじゃないかなというふうに考えるわけですが、これ、平成元年ごろですか、ちょっと質問の中でかみさとかるたのことに触れましたが、これが今現在、かみさとかるたも現役で頑張って、時期的にはかるたの札取り合戦ですか、試合みたいのもあるみたいですが、そのようにこのか

るたの中にも歌われている上里種子小麦、日本全国一だということであるわけですが、こうやって高齢者の離農が進む中で町長の答弁にもあったように、これをいろんな都合で、個人的な都合とかあるんでしょうけれども、高齢に対してやむを得ないということで、それに関連して2番目の担い手育成というんですかね、新規就農者というのがあるわけですが、関連しているわけですが、これをよりもっと突っ込んだ、踏み込んだ考え方を聞きたいなと思うんですけれども。

高齢者、70歳以上となるとかなりのノウハウを持っているわけです。それが単純に担い手、新規といっても、なかなかこの辺がうまく伝達、継承できないというところがあるのかなと思います。その辺を行政とかJAとか、そういうところが率先して取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、そういった具体的な、簡単に言えば、要するにそういった担い手とか新規就農者にノウハウをどうやって伝えていったらいい、そういった場、場所というんですかね、そういう機会をどのように今後考えていくのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど齊藤議員もおっしゃられていたように、非常に上里町の農業も高齢化をしておるところでございます。高齢化をしておりますけれども、高齢化した中で動けるうちはやっていこうということで、一生懸命70代の皆様方が頑張っていることは事実でございます。

ただ、今までのそういった皆さんは、いろいろな技術だとかそういうノウハウをたくさん持っておるわけでございます。新しく新規に就農した皆さんはなかなかそういう技術がないわけでございますけれども、例えば町でそういう高齢者、技術を持った人たちに講演をしていただいて、新しい就農者の皆さんにお寄りをいただいて、そういう技術の継承をしていくというのも一つの手ではないかなと、そんなふうにも思っておるわけでございますけれども、いずれにしましても県の出先機関である農林振興センターや上里農業協同組合の皆様方と相談をしながら、その後継問題については議論を深めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、担い手育成のところでは経営開始型育成ということと、あと県で実践している新規就農者2年の給付制度、こちらのほうはどのくらいの人数というか、今までの累計で本町において何名ぐらいが該当するか、教えていただけますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 認定新規就農者の方、原則として45歳未満で独立自营就農する方、人・農地プランに位置づけられている方、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方、就農後の所得が350万以下の方となっております。平成27年度に12名の方が、平成26年度は8名、平成25年度は7名となっております。平成20年度から27年度までの累計の人数は全部で58名となっております。平成20年度から27年度までは、まあまあ埼玉県下の中でも非常に多いほうではないかなと思っております。年々そういった就農者の方も増えてきていることは事実でございます。

県が支給する最長2年の準備型につきましては、2名だそうでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、先ほど質問の中でちょっと触れましたというか読み上げましたけれども、認定農業者という言葉があるんですが、これは先ほど言ったように効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が農業経営改善計画を策定し、市町村が認定する制度だと。認定を受けた農業者は、国や県、市町村からさまざまな支援が受けられるとあります。このさまざまな支援というのは具体的にどういう支援なのか、教えてください。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 認定農業者になりますと、諸外国との生産条件の格差による不利がある作物について、これは要するに大豆だとかソバだとか麦だとか、そういった例のものがあるわけでございます。生産コストの一部が補填されたり、米及び畑作物の価格が急激に著しく下落した際に、そういった収入を補填する支援制度が受けられるところがございます。また、制度資金の金利負担、軽減措置が受けられるなど、経営の安定化に役立てることができるようになっております。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 続きまして、経営の安定化のところでは第6次産業という言葉が出てきたと思うんですが、最近の日本の農業について、我々が学校で習ったときは第6次産業というのはちょっとなかったような気がするんですが、これは最近第6次産業ということが盛んに耳に入るようなチャンスがあるかと思います。これは1次産業を、要するにこれを加工して商品化、ブランド化していくというふうには私は受けとめておるんですが、先ほど言ったように、全国一の種子小麦というか、小麦の生産も食用にする小麦の生産もかなりあって、町内

においては小麦を使った商品が開発されていると思います。私も口にすることがあります。

先ほど町長の答弁の中に梨だとかニンジン、これを使った加工品というふうに答弁がありましたが、やはりこの上里町というか、これの要するにアピールできる商品というものを、そういった業者と連携してＪＡ、行政、業者といったようなことで、これをもっと具体化、もうちょっとグレードの高い商品、サブレとかそういうのも今あるんですけども、あとサービスエリアではこの粉を使ったうどんとかが人気なようですが、そういったことでもっと幅広くそういった商品化ができないかというふうに思うんですけども、この取り組みにおいて、行政としてどのようなこれから考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） いずれにしましても、こういった商品、たくさんつくっておるわけですが、ございますけれども、グレードの高い商品をとというようなお話をさせていただいたわけですが、その辺のところもまだまだ研究過程の中で勉強していかなくてはならないと、そういう傾向にあるようでございます。

いずれにしましても、そういうものを祭りやイベントや上里サービスエリアだとか、そのほか整備される農村公園、そういった場所で宣伝をしていきたいと、そんなふうに思っております。農業振興プロジェクトの中でも、もう少し研究していきたいということでございます。

○議長（納谷克俊君） ５番齊藤崇議員。

〔５番 齊藤 崇君発言〕

○５番（齊藤 崇君） 次に、農地中間管理機構の件について、先ほど私のところで長幡地区のことというか地域に特化して質問したような気がするんですが、町長の答弁の中にはほぼ96ヘクタール、これが地域的には西部土地改良区の圃場整備が終わったところというふうに理解していますが、ほぼ完了ということで、11月を目途に推進していたけれども、ほぼ完了ですよということで、機構としてはさらに圃場を拡大していくということを言っていますが、これは範囲的にはどの辺を言っているのか。広範囲に圃場を広げるというふうにあります、具体的にどの辺を言っているのか。今、町長の答弁では関越自動車道から本庄児玉県道の間というふうに答弁されていましたが、それ以降はどの辺をターゲットにしているのか、お伺いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今現在では未定でございますけれども、認定農家や大規模農家等と地

区を検討して今後場所を設定してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 続いて、防火水槽についてお伺いします。

先ほども、ほとんどが町道下、町道の下にということの答弁だったんですが、これはそれで道路に凹凸ができた場合はタイムリーに補修をしてくれるということの答弁がありました。

この老朽化、要するに防火水槽、今の町道の下に埋めてあるのは浄化槽みたいなパッケージ、1つのやつを穴を掘ってどんと埋めていると思うんですよ。その上をどの程度の、工法はわかりませんが、ある程度隙間を埋めて、突いて、舗装をかけているような気がするんです、どうしても凹凸ができていくということは。長年、要するに20トンとか40トンの水が張られているということは、どうしたってその上を車両が通行したりすると、これは設計の段階でこの辺はもうわかっているはずなんですよ。ですけれども、その工法がやっぱりそういったそこまで当時の設計ではできていなかったというふうに思うんですけれども、今後これが要するに、また必要不可欠になった場合にするときの工法というのは、新たな工法というのがあるのかどうか伺います。

要するに、水槽を埋めるときの工法、工事の方法です。今までは今言ったように、穴を掘って、ユンボで掘って、下に砂利を入れるか何かは知らないですけれども、下にコンクリを打つとか、鉄筋を入れて打つとか、そういう工法はやっていなかったと思うんですよ。だから、結局こういうふうな道路に凹凸ができて波打っちゃっている。今後これを要するにまた新たに新設するとか何とかということがあった場合には、どのような方法でやるか、わかっている範囲で結構ですのでお答え願えますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今までは、先ほどもお話を申し上げましたように、各字だとか水道管理組合だとか、そういう人たちがやっておったわけでございますけれども、現場打ちといいいますかね、そこへ穴を掘って、コンクリートを流して、枠を組んで、こうやってやっていた部分があるわけでございます。それが全体的に沈むということはないわけでございます。今はそういう枠があって、枠を埋めていくと。そういう状況ですので、ややもするとそういう可能性もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、昔のは現場打ちといって現場で枠をつくってコンクリを詰めて、そうやっていたから、そんなに多くへこんでしまうということはないんだらうと思いますけれども、いずれにしましても、先ほどもお話し申し上げましたように、広域消防の上里分署が巡回をしておるわけでございますから、そういう皆さんや町の職員、そ

してまた区の区長さんなどにもお話を申し上げまして、そういう箇所があればすぐに対応してまいりたいと、このように考えております。

1つ訂正をさせていただきますけれども、昔は現場打ちだからへこむこともあるそうでございます。今はきちんとした製品を埋めるわけですから、そういうことはないそうでございます。私が逆のことを言ったということで訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 最後になります。

老朽化している防火水槽の標識ですね。これ、実際私も何カ所が見て歩いたんですけれども、本当にもう赤いところがもう白っぽくなっちゃって、ピンクよりももっと白っぽくなっちゃって、もう字が、本当に防火水槽という字が見えない。

さっきの町長の答弁の中で路面表示、こうなった場合は路面表示をしますと言っていましたけれども、これを補修するとかペンキ塗り変えて、ちゃんと赤をはっきりくっきりさせるようなことは考えないのか。

それと、路面表示ということになると、これは当然アスファルトとか何かになっていないと路面表示できないわけなんですけど、これ本当にまた申し訳ないんですけれども、うちの近くの防火水槽、緊急車両が入ってくところは砂利道なんですよ。となると路面表示はできない、不可能なんじゃないかなと思いますけれども、この辺についてお答えをお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたように、防火水槽の表示につきましては、そういった薄くなってよく見えないとか、そういうものにつきましては、お話をいただければ、鉄柱等はそのまま使わせていただきますけれども、その上の部分については取り替えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） もう一つ、路面表示についてちょっとお答えがなかったんですけれども、これについてはいかがでしょうか。要するに舗装道路だったら、舗装の町道だったら可能化もしれませんが、砂利道に路面表示というのはちょっと不可能ではないかというふうに私は考えるわけなんですけれども、その辺についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 議員おっしゃられるように、路面表示につきましては、舗装してあるところにはできますけれども、砂利道につきましてはできないということでございまして、まさにそのとおりでございまして、路面表示については今後検討させていただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時13分散会